

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

総務常任委員会会議録（14.2定）			
日 時	平成14年 6月18日（火）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時10分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	佐野委員長、佐々木（勝）副委員長、横田・新谷・見楚谷・北野・中畑・佐々木（政）・斉藤（陽）各委員		
説 明 員	教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、企画部参事、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に北野委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「住吉、石山両中学校の跡利用計画について」。

○（企画）川堰主幹

住吉、石山両中学校の跡利用計画について報告いたします。

中学校適正配置に伴う跡利用計画につきましては、昨年５月に助役を委員長とする跡利用検討委員会を設置し、これまでの間、種々検討を重ねてきたところであり、東山中学校につきましては、一部を地域のコミュニティ活動や、生涯教育の場として市民に開放しながら、教育委員会庁舎として利用することを決めています。

残ります住吉、石山両校の跡利用について、市としての考えがまとまりましたので、ご報告いたします。

住吉中学校につきましては、昨年９月に、北海道龍谷学園、双葉高校ですが、龍谷学園から介護福祉教育の充実を図るため、また、校舎隣接地にグラウンドがないことから、校舎、グラウンドを一括購入したい旨の要望書が提出されております。

石山中学校につきましては、昨年12月、小樽昭和学園から、校舎隣接地のグラウンドの確保、さらには、市外通学者が85％を占めることから、交通費の負担軽減を図るため、石山中学校校舎跡地の貸与を希望する旨、要望書が提出されております。

跡利用検討委員会では、両学園からの要望を中心に検討を重ねたところでありますが、特に、住吉中は、地理的優位性のある場所であることや、地域懇談会において、市の財産として有効に活用すべきであると一部の意見がありましたことから、さまざまな角度から利用方法を検討したところであります。

しかし、市として現在の校舎を利用するにしても、改修費が高額となること、また、解体して利用するにしても、その費用が多額となることから、現在の校舎を改修し活用する意向である双葉高校に対し、売却することが望ましいものと判断したものであります。

また、石山中につきましては、貸与の要望であります。その後の話合いにおいて、譲渡の考え方も持っている聞いておりますので、何より私学振興の見地に立ち、希望する両学園に対して売却する方向で考えがまとまったものであります。今後は、両学園に市としての考えをお示しし、本格的な交渉に入りたいと考えております。

なお、地域には、近日中に懇談会を開催し、ただいま報告いたしました市の方針を説明したいと考えております。以上です。

○ 委員長

続いて、「北海道教育委員会が行った平成５年度から平成12年度までの小樽市における少人数指導の実施状況調査について」。

○（学教）総務課長

北海道教育委員会が行いました平成５年度から平成12年度までの小樽市における少人数指導の実施状況調査について、その報告書につきまして、お手元の資料でご説明いたします。

それでは、１ページをごらんいただきたいと思います。

まず、１ページ目でございますが、調査の経緯、目的でございますが、これにつきましては、本年２月、市内の小中学校において少人数指導の実施に伴う定数加配を目的外に使用されている実績があったことから、平成13年度の実施状況について調査を行いました。その調査結果を、平成14年、本年３月20日に文部科学省に道教委が報告し

たところであります。

この報告の際に、小樽市における平成5年度から12年度までの少人数指導の実施状況についても、調査し、報告するよう、文部科学省から指導を受けたところであります。このため、5月9日から13日までの3日間、小樽市に道教委職員が派遣されまして、市教委及び小中学校の校長から事情を聴取し、関係書類の確認、精査を行ったものでございます。

次に、定数加配の事務処理でございますが、実施計画書の提出について、これは例年10月下旬に実施計画書の提出依頼がありまして、市教委は、11月上旬に市内小中学校の実施計画書を取りまとめ、後志教育局に提出し、11月中旬に局から道教委に提出されております。11月下旬に、また、文部省の方に提出されていたとなっております。

次に、加配校の決定でございますが、これにつきましては、例年、文部省から3月上旬に加配校の内示がございまして、後志教育局を経由いたしまして市教委の方に加配校についての内示がでございます。

次に、小樽市における小中学校の加配校の状況でございますが、これは、平成5年度から平成12年度まで、小学校、中学校の延べ数でございます。小学校で40校40名、中学校で57校57名、合計で97校97名でございます。全道の加配数といたしましては4,334名になってございます。また、この少人数指導にかかる実施状況の報告ですが、文部科学省から5月に通知がございまして、市教委からの報告を受けまして、道教委では6月上旬に実施状況を報告してございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

実施計画の内容でございますが、ここで資料1を参照していただきたいと思います。8ページでございます。

8ページの資料1には、小樽市における少人数指導の実施状況調査総括表というのがございます。ここで、上段の1番目が小学校でございます。2番目が中学校でございます。3番目が全体であります。

小学校につきましては、平成12年度からさかのぼりまして平成5年度まで、学校数40校、加配定数が40名、計画書のとおり実施していたのが5校、それから、計画の一部を変更して実施していたのが1校、計画と異なって実施していたのが26校、実施状況の確認が不可というのが、平成8年度以前、8、7、6、5ということで8校でございます。

中学校も同じように、学校数につきましては57校、加配定数が57名、計画書のとおり実施していたのが4校、計画の一部を変更して実施していたのが、Bの欄で2校でございます。計画と異なって実施していたのが36校、実施状況の確認が不可というのが、平成8年度以前の15校でございます。

全体といたしまして、学校数97校、加配定数が97名、計画書のとおり実施していたのが9校、計画の一部を変更して実施していたのがAの欄が1校、Bの欄が2校でございます。計画と異なって実施していたのが62校、実施状況の確認が不可というのが23でございます。

なお、このAとBの区分ですが、下の欄にありますように、Aにつきましては加配の趣旨を損なわないと考えられる、Bについては加配の趣旨を損なうおそれがあると考えられるということでございます。

それでは、再び3ページの方にお戻りいただきたいのですが、今の内容を言葉で記述したものが3ページから4ページにかけてございます。

次に、4ページの5番目で、計画どおり実施できなかった理由、背景、責任の所在でございます。

校長の認識といたしましては、少人数指導にかかる定数の加配措置については、その趣旨等を正しく認識していたが、平成5年の道教委への回答文書により、専科での活用などの弾力的な運用も許されるのではないかとの認識を示した校長が一部に見られ、また、定数加配は管理運営事項であるが、職員との話し合いの中で計画とは異なったものとして実施するという判断をするに至ったとの認識を示した校長も相当数ございます。しかしながら、計画どおり実施できなかったこと、また、実態と異なる内容の報告文書を作成したことに対し、反省ないし遺憾の意が示された。

小樽市教委の認識でございますが、これにつきましては、平成12年度以前においても、実施計画どおり実施しなかった状況を許してきたことについて、市教委自身の責任を強く受け止めているが、校長が専科等の活用ができるものと拡大解釈したこと、また、判断したことについては、回答の文書などが影響を与えたものと考えているとの認識を示しております。

なお、市教委として、これまで加配の趣旨を損なう不適切な運営の実態を確認できなかったことは、まことに遺憾であるとの考え方を示しております。また、この調査結果に関しまして、6月開催の市議会に報告することと、その時点では申し述べてございます。

道教委の認識といたしまして、平成5年の回答文書が一部の校長において拡大解釈され、加配の趣旨を損なう運用が長年にわたりやられたことは、まことに遺憾なことであると考えている。市町村教委からの要請に基づき学校訪問するとの道教委の考え方により、指導主事の学校訪問をやってございますが、要請のない学校については、その実施状況の確認を行う機会が平成5年度以来なかったことも、長期にわたる加配の趣旨を損なう運用を把握できなかったことの要因と考えているということで、道教委の認識を示しております。

次に、責任の所在でございますが、道教委及び市教委においては、定数加配の趣旨について指導の徹底を欠くとともに、学校訪問等を通じた各学校の実施状況の確認が不十分であったものと厳しく受け止めているということでございます。

次に、6番目で、改善に向けた取組でございますが、道教委の小樽市教委への指導でございます。

これにつきましては、実態調査の結果などを踏まえまして、こういった編成、実施、教職員団体との関係、教職員の勤務時間の管理、長期勤務者の異動の促進など、学校管理、運営全般の改善について指導を徹底するとしております。

また、各教員への小樽市教委の取組ですが、校長会議などの諸会議などの会を通しまして、定数加配の趣旨について指導の徹底を図るとともに、本年5月から小樽市教委の指導主事が後志教育局の指導主事と連携いたしまして、市内小中学校の学校訪問を行っているところであります。今後とも、道教委と連携した学校訪問を計画的に実施することとしております。

また、道教委の取組でございます。資料2がでございますが、これは、各教育局長あてに定数加配の趣旨に沿って適切な活用が図られるよう通知したものでございます。

次に、7ページでございますが、道民への周知ということで、の平成13年度の報告書につきまして、道教委のホームページに掲載し周知に努めているということでございます。で諸会議における指導の徹底ということで、全道における市町村教育長会議など、そういった各教育局管内における校長会議などの諸会議等の機会を通しまして、定数加配の趣旨について校長等に指導の徹底を図る。また、全道調査の実施ということで、全道における平成5年度から平成13年度までの少人数指導の実施状況について7月末までに取りまとめとしております。

今回の調査結果に対する対処でございますが、制度が開始されました平成5年度から6年度にかけては、いわゆる半数の学校において定数加配の趣旨に沿って運用されていたことが確認されております。しかし、平成9年度からは、不適切な運用が行われていたことが明らかになったところであります。

このような調査結果に基づきまして、平成12年度以前における国庫負担定数等の取扱いについては、道教委と文部科学省が協力して適切に対処するというにしております。また、関係者の処置につきましては、平成13年度の実施結果報告状況調査とあわせまして、厳正に対処するとしております。

なお、この報告書を提出した際に、文部科学省の方からは、平成9年度から12年度までの定数に係る義務教育費国庫負担金について返還すること、また、返還の時期及び返還金額については、今後、小樽市以外の全市町村の調査結果も踏まえて対応する。また、小樽市以外の全市町村についても、平成5年から平成13年度までの状況を調査いたしまして、7月末までに調査結果を報告するよう求められております。

また、平成13年度、再発防止に関する指導といたしまして、平成13年度のみならず、長年にわたり不適正な加配の運用がなされていたことを十分に踏まえまして、ホームページ等への掲載、それから、市町村教委や校長会における指導の徹底、指導主事の学校訪問、再発防止等に関する取組をさらに徹底して実施すること。

次に、今回の加配定数の問題のみならず、主任制度の適正な運用と小樽市の学校管理運営全般について改善を図る。

次に、小樽市における一連の不適正な対応は決して許されるものではなく、教育委員会職員や校長、教頭等の責任者に対する厳正な対応を速やかに行う、これが記されております。以上であります。

○委員長

次に、「義経号、しづか号の対面イベントについて」。

○（社教）後藤主幹

義経号、しづか号の対面イベントについてご報告申し上げます。

小樽交通記念館では、市制80周年と、それから、当記念館が昨年、重要文化財に指定されまして、それを記念いたしまして、義経号をJR西日本からお借りし、22年ぶりにしづか号と再会させるイベントを行うことになりました。

展示期間は、平成14年9月1日（日曜日）から10月14日（月曜日）の鉄道の日までの44日間でございます。主な行事といたしましては、8月末に、今あります大阪の交通科学博物館において出発式を行った後、9月1日のオープニングとして、義経、しづかの対面式。9月7日、8日の2日間、開館時間を延長し、夜間特別公開を行い、施設のライトアップ、アイアンホース号の無料運行などを計画しております。そのほか、北海道の鉄道に関する特別展を開催する予定でございます。

イベントの内容については、詳細はまだはっきりしませんので、まだご報告できませんけれども、期間中に多くの方々のご来館いただけるよう、いろいろなイベントを実施していく。入館者の増加につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長

次に、本定例会に付託された各案件について、順次、説明を願います。

まず、「議案第4号について」。

○（総務）総務課長

議案第4号小樽市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本年3月30日に地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、議会の調査権等について定める地方自治法第100条の規定に、新たに第12項として議案の審査等のための議員の派遣についての規定が加えられました。

これに伴いまして、これまでの第100条第12項以下の規定が1項ずつ繰り下げられ、政務調査費の交付について定める第12項の規定が第13項に、政務調査費の収支報告について定める第13項の規定が第14項に、それぞれ改められました。このことにより、小樽市議会政務調査費の交付に関する条例、第1条に条例の制定根拠として規定している地方自治法第100条第12項及び第13項という文言を、地方自治法第100条第13項及び第14項に改める必要が生じたことから、小樽市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、地方自治法第100条の改正規定は、本年4月1日から施行されておりますので、一部改正条例の施行期日につきましても、公布の日から施行するというようにしております。以上です。

○委員長

次に、「議案第6号、第7号について」。

○（総務）職員課長

議案第6号小樽市職員恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本年3月31日に恩給法等の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されることに伴い、職員の公務傷病による死亡に係る遺族年金を受給する者に対する遺族加算額を、現行の14万5,200円から14万8,500円に増額するものです。

次に、議案第7号小樽市雇用恩給条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本件につきましては、小樽市職員恩給条例の一部を改正する条例の一部改正に準じて、雇員の公務傷病による死亡に係る遺族年金の加算額を改定する所要の改正をするものです。以上です。

○委員長

次に、「議案第8号、第9号について」。

○（財政）財政課長

議案第8号及び第9号につきましてご説明いたします。

まず、議案第8号小樽市財政調整基金条例等の一部を改正する条例案についてであります。預金保険法による預金などの全額保護の特例措置が、普通預金を除き平成14年3月末で終了し、また、普通預金等は平成15年3月末で終了の予定となっておりますので、預金等が保護される限度額が一金融機関ごとに元本1,000万円までと、その利息となりますことの対策といたしまして、基金の預金債権と一般会計等の起債償還と借入債務との相殺を可能にするため、財政調整基金、減債基金、土地開発基金、市営住宅整備基金、市営住宅敷金基金及び介護給付費準備基金のそれぞれの条例につきまして、基金年金の運用についての規定を整理するものであります。

次に、議案第9号小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案についてであります。ただいまご説明いたしました議案第8号と同様の趣旨の改定のほか、特別資金基金につきまして、寄付者の意向により、育成院職員の厚生が基金の使用目的の一つとなっておりますが、このたび小樽育成院から辞退の申出がありましたので、当該項目を削除するものであります。以上でございます。

○委員長

次に、「議案第15号、第16号について」。

○（消防）総務課長

議案第15号小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第16号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきまして、一括ご説明申し上げます。

議案第15号小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、平成14年4月1日、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、これに準じて退職報償金の額を改正するものであります。

次に、議案第16号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴い、運用される法律名が変更されましたので、所要の改正を行うものであります。以上でございます。

○委員長

次に、「議案第21号について」。

○（財政）契約管財課長

議案第21号不動産の譲与について説明いたします。

このたび若松2丁目会に対し譲与いたします小樽市若松2丁目138番11に所在する宅地42.97平方メートルの土地は、当町会が所有する高砂会館用地に隣接する土地であります。

この土地は、高砂会館改築のための用地として必要なため、町会が当該土地の所有者である北海道小樽土木現業所に譲渡の要望をしたところ、町会との直接売買契約はできないが、小樽市との契約であれば可能とのことから、平成4年12月に、市に対して町会から購入の要望が出されたものであります。

市としては、コミュニティ行政を推進する立場から町会からの要望を受け入れ、平成6年3月に、市が北海道から購入したものであります。

なお、購入費の全額は町会から寄付を受けております。

購入したこの土地は、平成6年4月に市と町会とで無償貸付契約を交わしており、また、転売禁止期間である7年を経過後に、当町会からの希望により議会の議決後に所有権を移転するとの覚書を交わしております。このたび、当町会から譲与の要望がありましたので、当町会へ譲与するものであります。以上でございます。

○委員長

「議案第24号について」。

○北野委員

今回で、我が党の非核港湾条例案の提案は7回目であります。

今議会で改めて議論となりましたが、小樽に入港する米艦船の大部分には核兵器が搭載可能です。今回入港を予定しているカーチス・ウィルバーは、1994年就航の最新鋭のイージス駆逐艦で、巡航ミサイルトマホークを搭載しています。このトマホークは、非核両用で核弾頭について、いつでも切り替えることができるわけです。

また、この核兵器の破壊力は、広島に投下された原爆の10倍で、全焼・全壊地域は2.5倍にも及び恐ろしい核兵器です。仮に小樽に入港中にトマホーク搭載用の核兵器が爆発したら、全焼・全壊地域は半径3.85キロメートルにも及びます。この核兵器が搭載されていると認識するのか、政府の言いなりに積んでいないと判断するかは、天と地の違いがあります。

市長は、米艦船には核兵器が積載されていないとの判断です。その根拠は二つあって、一つは、1987年の米ソ間で調印されたINF条約のことを指しています。この条約は、米ソの航続距離500キロないし5,500キロの中距離の核弾頭ミサイルがこれによって全廃されました。しかし、核弾頭の総数の削減はわずか3%にすぎず、海洋発射ミサイルや空中発射ミサイルは廃棄の対象外とされております。

二つ目は、1991年のソ連崩壊に伴うアメリカの核戦力削減計画で、海洋発射ミサイルのうち、核弾頭搭載型ミサイル、いわゆる核弾頭専用ミサイルと艦船攻撃型ミサイルが廃棄されたことを指しています。どちらかといえば、市長の側は、これをもって米艦船に核兵器はないという判断をしている点です。

肝心なことは、非核両用ミサイルは廃棄の対象外とされていることです。これらに照らし合わせて考えれば、カーチス・ウィルバーに核兵器が積載されていることは明らかです。

我が党が今回の議会で指摘したのは、カーチス・ウィルバーには、この非核両用ミサイルが装備されているではないかという問題です。

アメリカ政府の見解ですが、艦船には核兵器は一般的には搭載されていない。しかし、個々の艦船について明らかにしないのが公式方針だと、こういうことです。

市長は、本会議の答弁で、核兵器を積んでいれば入港は認めないというのが方針ですから、核兵器の有無を自主的に判断することが求められます。だから、艦船の核兵器搭載で見解が分かれたら、アメリカに非核証明書の提出を求めれば、それでいいわけです。これを絶対にやろうとしないというのであれば、市長はまじめに核兵器持込みを認めない態度なのかと疑問が持たれるわけです。

二つ目の問題は、核兵器をめぐる情勢が急転換していることです。

まず、アメリカ政府ですが、これまで核兵器保有国やこれと同盟関係にある国以外には核兵器の使用は行わないとしていましたが、ブッシュ政権になってから、北朝鮮、イラク、イラン、リビアなどに対しては、テロ支援国家としてあらゆる兵器を使用しての先制攻撃も辞さないという態度に出たことです。これは、核を持たない国に対しても、核兵器を使用すると宣言したことで重大な方針の転換です。このアメリカに追随する日本政府の態度は、世界でも例を見ないもので、市長は、この政府の方針に従うのが今問われているわけです。

次の問題は、日本政府の核兵器に関する発言です。

福田官房長官は、最近、日本の核兵器保有について、憲法上、理屈から言えばできる、持てる、又は、非核三原則について、国民世論が核を持つべきだとなれば変わることがあるかもしれないということを発言しました。

指摘した以上の日米両国政府の核兵器をめぐる方針の急転換は、小樽港への米艦船の入港をめぐって、政府の見解にしがみついているのは、核兵器の有無について正しい判断ができないことを実証しています。こういう状況ですから、議会みずから非核港湾条例案を可決し、小樽への核兵器持込みを許さない毅然とした態度をとることが求められているわけです。

議案第24号を全会一致で可決していただきますようお願いし、説明といたします。

○委員長

「議案第25号について」。

○（学教）社会体育課長

議案第25号工事請負契約についてご説明申し上げます。

朝里川温泉1丁目に建設計画を進めてございますサッカー・ラグビー場につきましては、今年度から3か年の工期で工事に着手いたします。今回、このサッカー・ラグビー場の造成工事につきまして、請負契約を締結するものであります。

工事名称はサッカー・ラグビー場造成工事で、契約金額は6億4,050万円となっております。

契約の相手方は、小樽市緑1丁目5番1号、阿部、近藤、松寿の共同企業体であり、代表者は、小樽市緑1丁目5番1号、阿部建設株式会社となっております。以上でございます。

○委員長

次に、「報告第1号について」。

○（財政）市民税課長

報告第1号専決処分報告についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、平成14年度分の課税に係る部分について、小樽市税条例の一部を改正する条例を4月1日に専決処分したものであります。

その主な内容は、個人の市民税において、生活保護世帯との逆転現象を防ぐため、非課税限度額の加算額を均等割18万円を22万円に、所得割の32万円を36万円にそれぞれ上げたものであります。以上であります。

○委員長

これより、質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○新谷委員

財政問題について

初めに、財政問題でお伺いします。

代表質問、一般質問と財政問題について議論されてきたところですけれども、広報おたるの5月号で、「市の台所は火の車」、こういう広報が出されました。家計に例えるとということで、給料などの収入が減っているのに家のローンの返済、これは公債費です。医療費、扶助費の支出が大きくなって家計の赤字の大きな原因になっていますということで、このままではやりくりできない状況ですというふうに書いてありますけれども、これは本当に悪い家計の見本を示しているようなものだというふうに思うのです。

この家のご主人は、やりくりが下手な上、先を見る目もないようです。利口な人は、先々のことを考えて、身の

丈以上の家は建てないものですね。おまけに悪いのは、一言も反省していないということがあると思います。そして、医療費を削減すると、体を悪くして余り減らせないものです。家計を立て直すためには、まず家のローンを何とかしなければならぬというのが世間一般の常識だというふうに思うのです。

そこで、家のローン、つまり公債費についてお伺いしたいのですけれども、これまで公債費を増加させてきた主な公共事業についてお示してください。

○（財政）財政課長

まず、公債費を増加させてきた主な事業ということでございますけれども、全国的にそうですが、普通建設事業というのが平成5年から10年くらいまで非常に多うございました。これは、国の方の地方単独事業の推進というような政策もありますので、非常に多かったということもございます。

主な事業なのですが、財源ベースでの資料というのはちょっと持ち合わせていないのですが、具体的に平成5年くらいからということですので、大きいものとしては、まず単独事業を申し上げますけれども、市民センター、交通記念館、平成7年くらいからはジャンプ台、7、8、9とやっております。8年からは、これが一番大きいかと思いますが、桃内の処分場、これが8年から11ということで、16億ぐらいです。さらに、11年にはコミセンをやっております。12年は手宮陸上競技場ということで、やはりこの辺の5年から10年くらいまでが非常に大きいです。

それから、単独事業のほかにも、銭函のデイサービスセンターだとか、生涯学習プラザもあります。このほかに、中央通の関係では、平成6年から10年くらいのスパンの中に約20億程度の事業を行っております。

築港関連は、築港駅周辺地区再開発関連の事業でトータルでございまして、下水道を除きますと、7年からまだ若干続いておりますが、トータルで約127億程度の事業費ということになってございます。この辺が、起債を導入しておりますので、相対的にその公債費が膨らんできた、ということになるかと思います。

○新谷委員

今、説明していただきましたけれども、この中で一番大きな負担になっているというのが、やはり築港関連、マイカル関連の事業だということがわかったと思うのです。財政健全化計画の中では、今後は、新たな箱物の建設は原則的にできないし、国や道の構想に沿った事業は最小限にとどめるべきであるというふうに反省が出ていますけれども、今後は、こうした大型公共事業をしないという方針に転換する、そういう市政にしていこうということにとらえていいのです。

○（財政）財政課長

具体的な公共事業の計画といいますか、今後のことにつきましては、今は健全化計画を21世紀プランの第2次実施計画、15年までの計画の中で基本に考えておまして、その中でさらに見直しを行ってほしいというスタンスです。16年度以降につきましては、また新たな実施計画を策定する中で検討されてくるものと思います。

ただ、国の全体の方針につきましても、地方のいわゆる箱物というものを抑えるという方向で来ておりますので、起債の充当率だとか、交付税措置だとか、その辺の見直しを行うと、全国的にやはり箱物的なものは減少してくるというふうに考えております。

○新谷委員

箱物と言っても、市民サービスになるものであれば、それは、やっぱり考えなくてはいけないと思うのです。これまでの事業からきちんと反省しなければならないのは、やはり、大型公共事業で市財政を圧迫してきた、この辺をびしっと反省すべきだというふうに思うのです。

次に、財政健全化計画の柱の一つに事務事業の見直しを挙げまして、ここ数年は、今、課長がおっしゃった新たな箱物建設を継続的にはできないと。既に着手している事業は先送り、できるものは先送りをするというふうにありますけれども、どんな事業を考えているのでしょうか。

○（財政）財政課長

まず、結論から言いますと、具体的な事業について、今、財政あるいは総務サイドで考えているものはまだございません。といいますのは、実際に事業を行っているのは原部ですし、その辺の事業の必要性だとか、緊急性だとかというものは原部でないとわからないということです。このたび各部に見直しをお願いしているということでございますから、7月、8月とヒアリングをやっていく中で、原部からある程度の見直しの結果が出てくるものというふうに考えております。

○新谷委員

それから、財政健全化の柱のもう一つに、人件費の抑制というふうにありますけれども、来年度は40億の財源を生み出さなければならないというふうにしています。この中で、人件費の割合というのはどういうふうに試算されていますか。

○（財政）財政課長

具体的に、今40億を、例えば人件費で何億だとか、事務事業の見直しで何億だとかということの数値まで出しておりません。まず、7月の各部の見直しの状況を見なければ、どのくらいの財源が出てくるかもわかりません。ただ、人件費の場合は、行革との関連もありますけれども、組織の見直しもあるでしょうし、いわゆる給与手当の上での見直しも今後検討されてくるということの中で、まだ具体的に何で幾らというのは示しておりません。また、決算の結果もありますし、14年度の税とか交付税とか、そういう見込みもありますので、まだ現在では人件費に幾らという数字は持っておりません。

○新谷委員

小樽市行政改革の実施計画の第2次改訂で、職員の削減は3年間で60人以上の削減というふうにありましたけれども、この行革の実施計画を大幅に見直さなければならないというふうになるのですね。職員の削減について、どうですか。

○（総務）職員課長

健全化に向けて、今、人件費の行革の関係で3年間で60名というような要請も含めて、これから人件費を総額でどう下げていくのか検討してまいりたいというふうに思っております。

○新谷委員

まだまだ、ばふらっとしていて、こういう計画が出されても、数字は具体的に上がっているのですけれども、その中身についてなかなか見えてこないわけです。

先日の予算委員会の審議の中で、中島議員が職員削減の中で管理職手当が増加しているという問題を取り上げました。このとき、総務部長は、職員の削減というのは、現業職だったと、管理職については適切な配置をしてきたのだということをおっしゃいましたけれども、この行革の実施計画の中でも、学校給食調理業務の見直しも出されております。自民党さんの質問の中にも、給食を民営化ということも挙げられておりましたけれども、まず、職員の削減という点では、やはりこういった現業職が減らされていくのではないかというふうに思うのですが、いかがですか。

○（総務）職員課長

これまでの職員数の減少に関しましては、組織・機構の見直しや、業務委託の上で職員数を減らしてきたという過去がございます。今後、現業職を含む職員数の削減について、来年度の退職者の動向を踏まえ、7月の各部の人事ヒアリングなどを経て検討してまいりたいというふうに考えております。

○新谷委員

14年度は、この健全化計画でいきますと35人の退職ですね。今のこの財政状況からいって、新しい人を補充をするというふうなことはなかなか考えられないわけです。そうすると、今、青年の雇用対策が非常に大きな問題とな

っていますけれども、新しい人の採用はもう行わないと、そういう方針なのでしょうか。どのくらい採用を見込んでいるのですか。

○（総務）職員課長

現時点で、さきほど申し上げましたけれども、来年の退職者の動向、それから、各部の人事ヒアリングなどを経て、新採用、再任用も含めてこれから検討してまいりたいというふうに考えております。

○新谷委員

検討、検討でよくわからないのですけれども、職員の削減で、当然、ある部門は削減されて、しかし、この部門は削減できないというところがあると思うのですよ。例えば、私が先日質問しました食品衛生監視員の増員ですが、これは去年から今年にかけて1名減らされているわけですが、中身を見ましたら、食品衛生法に基づく監視は、ここ数年11.4%から12.8%と大変低い監視率です。添加物の監視率はさらに低くて1.5%から4.5%しか行っていないわけです。

昨日の予算委員会での報告で、祝津小学校の食中毒の問題もありました。これは、まだ原因がわかっていませんから何とも言えませんが、学校給食の衛生監視指導は、11年度37回だったのですが、12年度は17回と非常に少なくなっているわけです。これだけ食の安全が叫ばれている中で、逆に監視員を減らすというのは大変問題だと思うのですよ。市民の不安にこたえられないわけですから、これは、ぜひ増やしていただきたい、これが市民の願いだと思うのです。

ところが、原課では人員を増やすというふうにはなかなか言えない、そういうような雰囲気というものが感じられるのです。ですから、言いづらくしているのかなという気がします。このことを勘案して、本当に地方自治体の役割を果たしていく上で、一概に職員の削減ということは認められないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

最初に、食品監視員の関係ですけれども、保健所では医師、保健婦、獣医師、それから環境監視員とたくさんの有資格の方が配置されておりますので、基本的には保健所の意向を汲みながら、全体の人事計画の中で対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、職員削減の関係ですけれども、基本的に、市民サービスの低下を招かない形で、組織・機構の見直し、それから、業務委託をして職員数を削減していくということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○新谷委員

監視指導員の問題では、資格があるから全部その仕事をできるというわけではないのです。やはり、自分の専任の仕事というものがありますから、そこら辺は十分に考えていただきたいというふうに思います。

放課後児童クラブについて

それでは、次に質問を移します。

放課後児童クラブですけれども、一般質問で、最上小学校、天神小学校の余裕教室を詳しく調査すると答弁されました。しかし、3月議会では、最上は当初から教室があるというふうにお答えになっています。それで、開設できない理由としては、途中でやめる人がいるから開設できないというふうに言っていたのです。しかし、豊倉では3名でも開設しております。この辺で、やっぱりこれは財政問題が先に立っているのですか、どうでしょうか。

○（社教）社会教育課長

3月議会では、最上小学校には空き教室があるとお答えしまして、それで、子どもさんもいるということで開設できないかという形で。年度当初にはもちろん待機する方がいらっしゃいますけれども、時間がたってくるうちにやめていく方もそれぞれいらっしゃるということで、皆さんを受け入れるというのが実態でございます。

豊倉小学校につきましては、これは、地域にそういったクラブがないということや、そういった地域に住んでい

る方たちで、小学校を朝里小学校に転校しなければ児童クラブに入れられないというふうな状況もございまして、豊倉小学校については開設したというぐあいになっております。

○新谷委員

最初からやめることを前提にして受け入れないということは、やはりちょっと問題だというふうに思います。

なぜかといいますと、入れないからということで、一般質問のときにも言いましたけれども、当初からあきらめている人もいます。それと、行ってみただけでも、余り楽しくないとか、いろいろな理由でやめる人がいるのは事実です。しかし、最初にアンケートをとったときに、申込みを受けたときにたくさんいたわけですから、その点では、二つ開設をするとなったら、逆にもっと入る人がいるかもしれないですよ。

現在、1年生は、朝里小学校で待機しているのですけれども、ほかに1年生が待機しているところはないのですか。

○（社教）社会教育課長

現在のところ、待機をしている児童は朝里小学校1年生2名というぐあい聞いております。

○新谷委員

これも、何度も言いますが、2名くらいだったら、しかも1年生ですから何とか弾力的に受け入れられないのでしょうか。民間の保育所では、定数以上に受け入れて保育していますけれども、これが10名もというのだったらまた別ですが、2名くらいだったらできるのではないのでしょうか。

○（社教）社会教育課長

待機児童の解消につきまして弾力的な運用ということでございますけれども、原則といたしまして1クラブ30名という定員でございます。また指導員の配置等もでございます。一、二名くらいでしたら何とかというお話でございますけれども、私どもも、教育長が本会議で待機児童の問題につきましては放置しておけないというお答えをさせていただきます。今、この場ですぐ解決策ということをお答えできればいいのですけれども、もう少し検討の時間をかしていただきたいというふうに思います。

○新谷委員

何か、もう少し、もう少しということではなかなか進展しないのですけれども、もう少しというのはどのくらいなのか。ずっとそういうような答えを聞いていますけれども、やはり1人で置いている家庭にとっては非常に心配です。（発言する者あり）

今、総務部長という声が出ましたけれども、部長にお伺いします。

市財政が厳しい、苦しいという理由の一つに少子・高齢化の進行ということを挙げていますね。それが進んでいる、それが理由の一つになっているとこれに書いていますね。

それで、少子・高齢化といいますけれども、少子化に拍車をかけている施策を市はずっとやってきたのではないかというふうに思うのです。これまで、高島保育所の廃止、それから中学校の統廃合なども進めてきましたけれども、放課後児童クラブの充実というのは、少子化対策の大きな施策の一つだというふうにお考えになりませんか。いかがですか。

○総務部長

今、教育委員会からも答弁していますけれども、ご質問にありましたように、端的に豊倉に開設したというのも、これはやはり地域なり父母の要望にこたえたということで、従来の基準からいうととても厳しいものだったと思うのです。それでも、少人数でも開設してきたというところに、そういう面では取組を強化してきているという部分があります。保育所の統廃合もありますけれども、逆に保育料の減免なり、低額の保育料という措置もしてございますので、トータル的な面でご理解をいただきたいというふうに思います。

○新谷委員

理解できないです。

なぜかという、確かに、保育所の減免だとかそういうのはわかりますよ。市民にとってはいい施策をやっていると思います。

しかし、今、部長がおっしゃいましたね。豊倉でも父母の願いにこたえて3名でも、少なくとも開設したのだと、こういうふうにおっしゃいました。それでは、ほかの地域はどうなのですか。ほかの地域は、父母の願いにこたえられないのではないですか。いかがですか。

○（社教）社会教育課長

父母の願いということでございますけれども、この児童クラブの増設というものにつきましては、やはり、私も、市民のご要望にこたえまして、例を挙げるならば、昨年の4月には高島、幸、桜、こういった小学校に新たにクラブを増設いたしました。そういった経過もございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○新谷委員

ご理解をお願いしますということで、こちらはなかなかご理解できないのですが、もう少し検討をさせていただきたいというふうに思います。

学校5日制に係る土曜日の過ごし方について

時間がありませんけれども、最後に一つ、土曜日の過ごし方について、学校5日制のための必要不可欠な条件としていろいろあります。一つは、今言った放課後児童クラブ、社会教育施設、それから学校の開放など、法的な取組と地域、町内会、PTAなどとの連携、それらが挙げられると思うのです。

社会教育施設は無料で開放されて、それはとても喜ばれていると思うのです。しかし、中心部から遠い地域ではなかなか利用ができません。

そこで、一つお尋ねしますが、今、子ども移動図書というのがありますが、これを始めた理由というのはどういふことですか。

○（社教）図書館長

移動図書館についてのお尋ねでございますけれども、中央部の子どもさんは市立の図書館の方に来ていただけますが、郊外、いわゆる遠くの地域にお住まいの子どもさんは、通うといいですか、来ていただくのが大変だろうということで、郊外対策ということでの一環で始めたものでございます。

○新谷委員

その中で、アニメシアターというのがあります。映画会ですが、これは1年に1回ですね。

○（社教）図書館長

ご指摘のとおり、移動図書館におきましては、1年に1回、5か所で、アニメシアターと閲覧図書の貸出しの業務を行っております。

○新谷委員

アニメシアターは、子どもたちに大変喜ばれていると思うのですが、年に1回ではなくて、もう少し増やしたらどうかと思うのですが、いかがですか。

○（社教）図書館長

これは、土曜日の午前中につきまして、映画の会ということでやっております、これは土曜日だけではなくて、日曜日にも行っているということです。確かに、年1回ということでやっております。

これは、町会と共催でやっております、結局、映画を上映するものですから、場所がかなり要るということで、私どもから移動図書館バスが参りまして、映写機とフィルムを持参しまして、町内会館とかそういったところをお借りしてやっているものですから、やはり、町内会の協力というものがまず不可欠ということになるのではないかと。

私どもは、もしそういったことで、町会の方を回って要望なり、あるいは協力体制が整いますれば、検討したい。

○新谷委員

今、地域の協力ということが出ましたが、例えば町内会でなくても、ボランティアでやるところがあったら、その場合には、会場代というのは保証してもらえるのでしょうか。

○（社教）図書館長

ただいまのところ、町内会との協力というのが会場代も含めての協力ということになると思います。準備、段取りにつきまして、ボランティアということも当然想定されますけれども、いわゆる会場について有料のところを借りということになりますと、それなりに会場費等々がかかりますので、そういったものもできるだけかからないように、町会等のそういった町内会館ということで、無料で貸してくれるようなところを利用して、そういった形で実施ということでは考えております。（発言する者あり）

○新谷委員

今、中畑委員から、いつでもただで貸してあげるよというふうなことが出ました。そういうところだったらいいのですけれども、そうではなくて、なかなか受入れ体制が町会の方にできてなくて、しかし、ボランティアでいいですよというところがあれば、会場代といってもそんなに高くはないのですよ。1,000幾らくらいだと思うのですけれども、それくらいは補助をしてもいいのではないですか。

○（社教）図書館長

いろいろそのケース、ケースがあろうかと思います。それで、場所代がかかることもあるでしょうし、そういったこともいろいろあると思いますので、地域の方々の要望も伺いまして、具体的にそれぞれのことも含めてお話を聞かせていただきまして、できる限りご要望に沿う形で考えていきたいと思っております。

○新谷委員

終わります。

○委員長

北野さん、申し上げます。14分24秒で、24秒はサービスで、あと残り6分以内です。

○北野委員

あなたがそういうことを言うのであれば、私もあなたのそういうのに対応して質問いたします。

学校の跡地利用について

両中学校の利用計画について報告があったわけですが、我が党は病院の現地改築を提案しています。

本日の企画部主幹の報告を聞いたら、現地改築ということを考えれば、これから小学校の適正配置計画で量徳小学校の廃校を前提にしているとは考えられないのですが、そういう疑問に対しては、どう考えますか。

○（企画）川堰主幹

報告事項に関連してのご質問ですので、企画部からお答えいたしたいと思っております。

小学校の適正配置につきましては、まだ検討に入っていないということで、教育委員会の方からは15年度以降の検討というふうに聞いておりますので、その利用につきましては今後の議論になるというふうに考えております。

○北野委員

しかし、現実的にはそういうことしか考えられない。もし量徳小学校を廃校にしないというのであれば、病院の現地改築と。これは市長の判断ですから、あなた方企画部に聞きますけれども、これはどういうふうに考えたらいいいのですか。量徳小学校をどこかにやってとか、そういうことを考えているのですか。もうそろそろ、そこまで言っているのなら、意見があるのではないのですか。

○企画部次長

病院という形でのご質問だったのですけれども、これは代表質問の中でもございましたが、私どもは、今回あくまでも中学校の適正配置で残された中学校の処理をどうしていくかという跡利用で検討を進めてきたと。その中で、時間をかけて、この2校については、さまざまな問題がありましたけれども、学校法人で希望なさるところに譲渡、売却をしていく、そういう方向性を定めました。

今おっしゃっています小学校の問題、あるいは病院の問題というのは、私どもとしては切り口が違う話であって、今ありましたように、小学校につきましては15年度以降で議論がこれから始まっていくわけです。病院につきましても、先般、代表質問の中での答弁でありましたとおり、まだ用地は白紙という段階で進めていますから、そういったことをご理解いただきたいというふうに思います。

○北野委員

聞いていることにきちんと答えていただきたいと思うのです。そういうことは、私どもはわかった上で聞いているのですから、今日は新たな問題で報告になったのでしょうか。そうしたら、当然、今までの論議の流れからいってそうなるでしょう。

これは、質問に加えてもらったら困りますよ。疑問に的確に答えてください。

○委員長

それでは、時間外で答えてください。

○企画部次長

実は、住吉中学校の関係につきましては、今、私どももいろいろ検討したということを申し上げましたけれども、一部地域の中からも、市の財産として活用方法はないのかという疑問も実は出されて、ご提案もありました。ですから、我々も、今の校舎をどういった形で使えるかという検討も、この間、させていただきました。そういった中で、ある意味では、経費がかなりかさむという問題等がありまして、私どもとしては、あそこの場所を教育目的といたしますか、そのまま使うということはなかなか難しい、そういう判断をして、さきほど申し上げましたような状況で判断をしたということでございます。

○北野委員

疑問にはさっぱり答えていないということだけ指摘して、跡地利用は、市長の判断でありますから、病院の現地改築を私どもは提起していますが、市民合意を得られるように努力していただきたいということだけは要望しておきます。

議案第25号について

次に、議案第25号について伺います。

これは、去年の2定で、この議案の前提になっている土地購入の経緯が不明朗で、三菱地所が農地法違反までやって買いあさった土地が、バブル経済が破たんして売却できずに困り果てていたものを、小樽市が高い価格で買い上げて三菱に奉仕したものだ。昭和63年のときに、この当該の土地を差押えていた拓銀は、1平方メートルを51円で売却しようとしていたのですよ。これを、昨年、2,250円で購入しているのですから、こういう三菱地所の土地転がしに手をかしたのですね。

そこで、問題点を詳しく指摘しておきましたので、そのことは略して、土地購入以来、工事契約に至る経過と、我が党が昨年来指摘した総合運動公園構想をキャンセルした理由に照らして、ボーリングもしないで土地を購入することの不当性はどのようにしてクリアしたのか。それから、どういう工事をやろうとしているのか、詳しく説明してください。

○（社教）社会体育課長

昨年の第2回定例会で用地の購入を議決していただきまして、それから、用地を購入してございます。その後、調査、設計及びボーリング調査、それから、実施設計等を行ってございます。

ただいま、北野委員からご指摘がございましたとおり、ボーリング調査を実際に2か所行ってございます。その2か所の結果につきましては、以前に行いました調査と同じように、ボーリングの結果としまして、いわゆる建築物、建物をつくるのに余り適さない土地であるということで、ボーリング調査は終わってございました。

ただし、今回のサッカー・ラグビー場につきましては、いわゆる工作物をつくるものではございません。すべて土の土盛りなり、切り土、そういったことの工法で進めていくことでございますので、そういう点では、サッカー・ラグビー場の土地に関しては、不適ではないというふうに承知してございます。

それから、総合運動公園構想を断念した経過等の絡みでございますけれども、総合運動公園構想を断念したというのは、昨年もここで申し上げてございますが、実際に総合運動公園を行うに当たりましては、いろいろな工作物、それから建築物、そういったものがたくさん必要になります。それをすべてクリアするためには、いろいろくい打ち込んでいかなければ建築物等はできない。そういうものは非常に多額な費用がかかると。平成2年当時、約100億というふうなお金を聞いてございますので、そういったことで総合運動公園構想を断念したという経過でございます。

このたび、これから行われます14年度からの3か年で、現在、サッカー・ラグビー場の工事を進めてまいります。芝のコート2面、それから、クレーコート、土のコートでございますが、これが1面、1面が約1万5,000平米の土地をもちまして、この3面の土地でサッカー・ラグビー場をつくっていく、そういうことでございます。

それに、平成15年度になりますけれども、それに合わせまして、クラブハウスとか、給排水工事、それから、若干の芝の整備といいますが、そういったものも進めて、平成16年度に張り芝を行いまして、実質的に供用開始が17年度からとなる見込みでございます。以上でございます。

○北野委員

もう少し詳しく説明いただけませんか。今の話であれば、トイレだとかシャワールームはどうなるのですか。

○（社教）社会体育課長

トイレ、シャワールームにつきましては、平成14年に、この年度はいわゆる粗造成工事で終わる予定でございますので、平成15年に実際に競技場等の工事に入っております。それに合わせまして、クラブハウスをつくって、その中に当然、シャワールーム、それからトイレ、ミーティングルーム、そういったものを合わせ持ったクラブハウスをつくっていききたいというふうに考えてございます。

○北野委員

それは、芝のコートのところでしょうか。土のグラウンドはどうなるのですか。

○（社教）社会体育課長

実際に、芝のコートの2面が、これが競技、試合といいますが、それが主体のコートになるだろうと。それから、約200から300メートル離れた場所にクレーコート、土のコート、これを練習的な会場に主に使われるコートになると、そういうふうに踏んではございます。

それで、クラブハウスにつきましては、そういった3面のコートをにらんで建設を考えてございますし、クレーコートの方につきましては、簡易トイレ等も持っていききたい、そういうふうには考えてございます。

○北野委員

毛無開発のときに、土地のひずみを測定するために、お金をかけてひずみ計を設置いたしました。これは、現在どうなっているのか。

それから、工事の土地の購入に当たって、このひずみ計からの測定を参考にしたのか。ひずみ計は、今どうなっているのか。これらをあわせてお答えください。

○（財政）審査室長

ひずみ計の件なので、私の方からお答えいたします。

今現在、10数か所まだ入っているということで、お聞きをさせていただきます。

○北野委員

それだけですか。聞いていることはもっとたくさんあります。

○（財政）審査室長

今現在は、10数か所あるのですが、変位については確認されていない。これについては、水と変位の調査をしているということで聞いてございます。さらに、今、多分、設計に関与したのかというお話だと思いますが、これについては、かなり広い土地になりますので、その辺も含めて、今、お話を聞きますと2か所でボーリングをやっているということですし、ひずみ計を含めて、参考にしながら設計していると。

○北野委員

委員長、答えていないから、時間入れないで。

ひずみ計の測定を10数か所もやって、私は、当然参考にしていると思うのです。しかも、当該の土地の近所にもひずみ計がちゃんとセットされているのでしょう。毛無一帯に14か所も埋め込んだのだから。それを、当然、参考にしているのだったら、どういう測定値が出て、どう参考にしたのかということは、当然、疑問です。それは、さっきの質問ですから、そういうことも含めて総合的にお答えください。

○（財政）審査室長

私の方では、出がけにちょっと確認してきたものですから、まだそこまで詳しく聞いていないというのが現状でございます。

○北野委員

あなた、今、参考にしたと言ったでしょう。けれども、私たちは、あれだけ問題にしたにもかかわらず、理事者側から、今日に至るまで、ボーリングのことはこちらから要請して聞きました。しかし、ひずみ計については、あなたは参考にしたと言うけれども、その測定値も何も我々には示されていませんよ。どういうふうに参考にして、影響がないということで購入し、サッカー・ラグビー場は、ひずみ計の測定値からいって心配ないというふうに判断されたのか、詳しく説明してください。

○（財政）審査室長

私の方では、それまでちょっと時間的な余裕もなかったものですから、ちょっと調べてございません。ただ、そういうひずみ計について変位がないということでのお話を聞いてございます。

○北野委員

委員長から20分ということで、厳格に言われていますので、答弁するように委員長の計らいで休憩でも何でもして、理事者はたくさんいるわけですから、きちんと答えさせてください。

○委員長

そういう話でございますので、ひずみ計の話を、どなたか専門的に、これは土木の所管なのでしょうか。

体育課長、ひずみ計のことは、何か聞いていますでしょうか。

○（社教）社会体育課長

正直に言いまして、実は、土木の建設課の方に工事依頼といいますか、そういった設計委託等をすべてご依頼申し上げます。

それで、私どもにつきましては、技術的なことに関してはわかりません。

○委員長

北野委員に申し上げます。

○北野委員

出るまで待っています。

○委員長

そういう話ではなくて、所管の体育課長も、今、技術的なことは土木部にと。参考までに室長の方からそういう数等の話がありました。そういうことですので、所管が違いますので、質問を続行してください。

○北野委員

委員長、そんな乱暴な裁きはだめだよ。

参考にしていると、さっき答えたでしょう、だから、参考にしているのなら、どう参考にしたのか答えてくださいと言っているのだから、答えさせてください。

調べていないというのなら、調べて報告をしてください。

○委員長

所管が違う話だから。

○北野委員

所管が違うのではないのです、議案そのものについて聞いているのですから、そんなのはだめです。

○委員長

社会体育課長、その辺の具体的なことをもう少し述べてください。参考にしたということ。

○（社教）社会体育課長

さきほど来、同じ答弁でありますけれども、正直に言いまして技術的なことになると、我々は専門外。

○北野委員

それは理解しています。あなたの方でわかるなどというふうに私は理解していないから、だから、議案そのものにかかわるのですから、どなたでもいいですから、きちんと答えてください。

出るまで休憩してください。

○委員長

北野委員に申し上げますけれども、そういう質問。

○北野委員

答弁を求めているのに、あなたがそういう議事裁きをする権限はない。だめです。

○委員長

ただ、常識的に、所管外の質問を今繰り返しても出ない。

○北野委員

委員長、何が所管外ですか。

○委員長

そうじゃないですか。

○北野委員

議案そのものについて、聞いているのでしょうか。ボーリングのことと同質の問題ですよ。ボーリングは言ったと言っているでしょう。

○委員長

そのもののことだけれども。

○北野委員

委員長はちょっと黙ってなさい。こんな裁きはないです。だめです。

○委員長

質問を続行してください。

○北野委員

だめです。答えてください、まず。

○委員長

なければ移しますよ。

○北野委員

冗談じゃないよ。（「委員長が裁きをしていいんだ」と呼ぶ者あり）

○北野委員

何を言っているの。だめです。

○委員長

このことは、常識的に、後ほどきちんと技術的な専門の部から説明させると、そういうことで十分理解できる話でしょう。

○北野委員

では、何時にやってくれますか。

○委員長

それは、終わってから。

○北野委員

終わってからならだめでしょう。

○委員長

終わってからというのは、土木部だって、今、常任委員会をやっているわけですから、そういうところから中身を、ということ自体が、今この議会が良識的に。

○北野委員

委員長、議事進行について。

○委員長

どうぞ。

○北野委員

いいですか。

○委員長

はい。

○北野委員

議案そのもので、あそこの土地については、総合運動公園構想はふさわしくないということでキャンセルになったのですよ。それから、土地転がしについても疑惑があるということで私どもは指摘をしたのです。それで、ボーリングを行わないで土地を購入するのはおかしいではないかという指摘に対して、とにかく購入だけはしたと。その後、ボーリングしたらやっぱり運動公園構想はふさわしくないと、そういう結論と同じボーリングの結果だったと。聞くとところによると、20メートルも基礎を打たないと工事できないということなのですから。

そうすれば、ひずみ計はボーリングと同じような性質を持つものですから、ひずみ計の測定値は参考にしたのかと言ったら、参考にしたと言うから、それではどのような測定値が出て、サッカー・ラグビー場に影響がないというふうになったのか、ボーリングと同じように対比して答えていただくということは当たり前の話です。そこを答えないで、先に別な質問をなさいなどということはだめです。

○委員長

委員長から改めて申し上げます。

おっしゃるように、間違いなく議案にかかわる質問だということまでは認めます。

しかし、さきほどから言っているように、このひずみは、残念ながら所管の担当外の技術的な話ということでさきほど答弁しているわけですから、それを今、所管外の土木部の関係を整理しなさいというのは、会議の運営上、極めて問題が残りますので、（発言する者あり）引き続き、やってください。

○北野委員

それはできません。

議事進行について。

さきほど、体育課長の説明でも、ボーリングの結果、基礎工事に100億を要するからうまくないという説明があったのですよ。今回もそれと同じ調査結果だった。それは、私は理解できます。だから、ひずみ計についての測定値は参考にされたというふうに答弁があったわけですから、それはどういうふうに参考にしたのか。ボーリングの答弁と同じように説明していただきたいということを聞いているのです。議案そのものですから、そこを抜きにしてやれということとはだめです。あなたが20分で厳格にやめろと言うから、私も厳格にやらしてもらいますから、やってください。

○委員長

だから、そのひずみ計が技術的なことで所管外だということを言っているのですから。

○北野委員

所管外でも答えているではないですか。だから聞いてください。

○委員長

質問を続けてください。

○北野委員

だめです。

○委員長

そういうことはできません。

○北野委員

冗談ではない。そんな裁きがあるかい。

○委員長

だって、所管外のことを、いきなり持ち出して。

○北野委員

所管外のことをいきなりではないでしょう。契約そのものでしょう。当然、そういうふうにしてしかるべきです。だめです、そんなのは。

○委員長

だめ。質問してください。

○北野委員

冗談ではないですよ、そんなの。

○委員長

続行してください。

○北野委員

だめです。答弁してください。

○委員長

いや、だめです。

○北野委員

聞いていることに答弁させないというのは一体どういうことですか、委員長。

○委員長

もう一回、その辺の技術的なことは別にして、それに対して、もう一度、答弁してください。技術的なことはわからなくていいですから。

○（社教）社会体育課長

ひずみ計に関して、その技術的なことに対しましては、調査も設計もすべて、我々は素人でございますので、当然、所管でございます土木部建設課に依頼いたしましてそういったことをやってございます。それで、ひずみ計とかうんぬんにつきましては、正直に言いまして、私どもにつきましてはそういったものがあること自体も全くわかりませんで、正直に言いますと、お答えできるような立場ではございません。

○北野委員

だから、教育委員会に聞いたって、それはだめなのです。だから、それはちゃんと。

○委員長

所管外のことでわからないと言っているものを。

○北野委員

だから、聞いてきて答弁してくださいと。それを待っていますから。だめです、そんなの。

あなたが委員長だったら、うるさくてだめだ。

○委員長

そういうことを言ってもだめですね。

それは、ひとつ後ほどちゃんと参考に。

○北野委員

議案そのものについて聞いているのだから、答えさせないというのは一体どういうことですか、委員長。だめです、そんなのは。

○委員長

議案については、今、担当所管がそういう。

○北野委員

だから、休憩してくださいと言っているでしょう。休憩して聞きに行ってください。（「議事進行について」と呼ぶ者あり）

○見楚谷委員

今のやりとりを聞いていまして、確かに議案に関連する質問であることは間違いのないと思います。

しかし、中身について、教育委員会の方から土木の方に依頼をして調査をしてきたということを受けての議案提出でありますけれども、実際に今、休憩をして聞いてきてくれと言っても、今、それぞれが委員会をやっているわけです。そういうようなことの中で、質問を続行できないというのは、いかがなものかなというふうに私は思います。

○委員長

そういう意見もございますので、質問を続行してください。

○北野委員

あなたが20分、20分とうるさいから、こういうことになるのです。もう少し、幅をもって委員長らしくやってください。あなたがそういう態度に出るから、私もそういう態度に出ているのですから、反省しなさい。

自民党の久末委員長のようによらせてください。

委員長、議事進行。

あなただって、予算委員会で、小樽の住宅のことについて、自分の考えを披瀝するのに時間を倍かけてやったのですよ。そのとき委員長は、黙って認めていましたよ。あのとき、自民党の委員長は。公明党のあなただけ、今、何でそうやってうるさくやるのですか。私は、議案そのものについて聞いているのだから、皆さんだって議案そのものだとは認めているのだから、今までだって、答えられない場合は休憩して、関係理事者のところに聞きに行って、それで答えたということは何遍もあるでしょう。せんだってもありましたよ。だから、そういうふうに応えてください。（「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○中畑委員

さっきから、今、一生懸命やっているから、そんなに興奮することはないのだ。

それと、確かに、この問題は、教育委員会の人はわからないと思いますよ。昔は、毛無の特別委員会があったから、私もそれに入っていたことがあるから、ある程度はわかるけれども、今の機械についてはわかりません。

それから、審査室の方もある程度のことを言ったけれども、中身は、我々も聞いていてわからない。だから、ほかのことの質問をしてもらって、だれか1人、建設課長のところに行って聞いてくればいいのだ。その間、ちょっと話を進めているから、それは、おれは北野さんにのんでもらう。

だれか行ってください、教育委員会でそれに関係している人、建設委員会に行って、原田課長かな、原田課長のところに行って、どうなっているのだと、我々は技術的なことはわからないと。（「建設課長は、今、原田さんではない」と呼ぶ者あり）

だれだ、今。（「倉松さん」と呼ぶ者あり）

倉松さんな。公園課長から向こうへ行った人だな。（「あなたが委員長みたいだ」と呼ぶ者あり）

その間、北野委員に違う質問をして進めていてもらう。

○委員長

だって、たった2分しかない。

○中畑委員

1分や2分、余り興奮しないで、行ってください。

○北野委員

大目に見てくれるのですね。

○中畑委員

うん。

○北野委員

それならいいです。

○中畑委員

委員長、そういうふうにしてください。

○北野委員

中畑さんの言うとおりでいいのですか。

○委員長

まあ、長老がそう言っているから。

それでは、そういうことで、どなたか、さきほどの質問の趣旨をよく理解して、ひずみ計の測定値の値等について、わかる範囲でと。よろしいですか、どなたか行って。

北野委員は、そういうことで。

○北野委員

それでは、質問を続行させていただきます。

今の質問に関連してですけれども、今、藤田課長の説明にありまいたゆる土のグラウンド等について、トイレもシャワールームもないということです。ここは練習場だと言うけれども、やっぱり芝生よりも土の方で練習したら、これは一番汚れるわけです。だから、少なくともトイレやシャワー、トイレは簡易トイレということですが、シャワールームくらいはつけたらいいのではないかとということだけは要望しておきます。

カーチス・ウィルバーの入港と非核港湾条例について

次に、カーチス・ウィルバーの入港と非核港湾条例に関連して伺います。

昨日の予算特別委員会で質問したことと関連しますが、総務部次長は、市長になりかわってカーチス・ウィルバーには核兵器は搭載されていないものだというふうに答弁しています。私は、非核両用巡航ミサイルが装備されているから、核兵器は積まれていますよということで、真っ向から意見が対立しているのです。

こういう疑問については、さまざまなホームページでいろいろな情報が飛び交っているのです。あなた方だって、そのことはきちんと見ているはずですよ。こういう核兵器に対する疑問について、市民の不安をどう解消されますか。

○総務部次長

昨日、質疑でいろいろやらせていただきました。それで、一般的にいろいろな情報を総合すればそういうようなことだと、私もそういった判断で申し上げたわけです。ただ、これも委員会で申し上げておりますけれども、最終的には、市長が判断する際には、私どもは外務省、あるいは総領事館に照会をし、その結果を踏まえて市長が判断すると。それは、核兵器の搭載の有無についてはないのだということを、その結果をそういう形でもってとらえて、最終的にはバースの手配をするということをこれまでやってきたわけでございます。市民の皆様もそういう市長の判断というものに対して、いろいろご意見はあろうかと思えますけれども、そういう判断も一つあるのかというふうな方も多数いらっしゃると思います。

○北野委員

それでは答えになっていないです。

私は、単なる私の主観で言っているのではなくて、これまでの国際条約、廃棄されたもの、廃棄されないで存続しているもの、そういうことを条約、あるいはアメリカの削減計画の具体的な中身に立入って、きちんと非核両用は残されているのだから、一方で、これは核兵器であるでしょうというふうに根拠を持って言っているのだから、あなたの方が根拠がないのだよ。それなのに、一方で核兵器を積んで、はっきりしていたら入れないというのが市長の方針なのだから、これは、本会議で私に答弁しています。去年の2定です。だから、核兵器を積んでいる船を入れないというふうに言っているのだから、そういうことの是非をきわめるのに、もっと自主的に判断しなさいと言っているのです。あなたが、そうやって市長に入れ知恵をしているのではないですか。

○総務部次長

入れ知恵しているかもしれないのですけれども、確かに、おっしゃるように、核、非核両用のトマホークのミサイルというのはあるというふうな、そういったホームページの記載もあります。ですが、平時のときには、それは搭載されていない。ですから、有事の場合は、その弾頭を入れかえてということはあるのかもしれませんが、しかし、それは平時においてはないと。

それから、何度も言いますが、91年のブッシュ大統領の一つの声明があるわけですから、そういったものから客観的な情報を判断すれば、そう言えるのではないかとどうふうに私は申し上げているのです。

では、小樽市はどうなのだとことを言われれば、何度も申し上げますけれども、外務省や総領事館への照会の結果を踏まえて、市長が搭載されていないというふうに判断をして決断をしている、こういうことになるかと思えます。（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○北野委員

市長の言っているのは、私は、昨日、予算委員会でも指摘し、今も提案の補足説明で経過を詳しく述べているの

ですよ。あなたがごっちゃにしているのです。言っている意味がわかりますか。

これは時間に入れないでくださいよ。だって、私の指摘に対して、ごちゃごちゃに考えているのだから。

1987年の米ソの削減交渉、締結になったINF条約では、地上から飛ばすミサイル、あるいは巡航ミサイル中距離型は削減ということになりました。1991年、ソ連が崩壊することと相まって、アメリカが、財政上の問題もあって、核兵器の削減計画を立てたのです。このときは、艦船から飛ばす核弾頭専用の巡航ミサイルが撤去されて、あなたのおっしゃるように平時は積まないということになったのです。だから、有事のときは積むのです。1991年のときはそういう撤去のやり方なのです。

だから、この二つの国際条約、あるいはアメリカの計画に基づいても、残っているのは非核両用巡航ミサイルなのです。いつでも核に取りかえられるのです。だから、湾岸戦争のときの通常爆弾、弾頭をつけてそれを300発近く飛ばしたのです。非核両用は今でも残っているのです。だから、いつでも積みかえられるその核兵器は積まれているというふうに、歴史的な経過から見ればはっきりしているのですよ。

私は、そういう根拠を挙げて、核兵器搭載可能艦でしょうということを言っているのですから、私の言っていることに根拠がないと言うのなら、その条約とか計画に沿って、北野の言っていることはここは違うというふうにかみ合って答弁してください。

○総務部長

昨日来からのトマホークの件ですけれども、次長も答弁していますように、否定していないわけです、このトマホークは両方ですという形で言っているわけです。有事のときには取りかえて、それは核に。（「部長もまた混乱している」と呼ぶ者あり）

いやいや、そうじゃなくて、ですから、そういう平時のときにはということですから。

このカーチス・ウィルバーについては、これは可能性はあります、トマホークという核積めるわけですから。けれども、現実には、この艦船に、現在、小樽に入るか入らないかわかりませんが、入る時点で核を持っているかどうかということについては、私もわからないわけです。トマホークをつけて発射することはできます。それは、次長も否定しているわけではないわけです。ただ、核の持込みがどうかということになると、我々が主体的に判断せよと言われましても、主体的に判断する材料がないわけです。ですから、国なり、領事館に対して照会をして、その客観的なものを信頼するよりしょうがないわけです。そういう中で判断をしていっているということです。

○北野委員

まだ時間は、残っていますか。

○委員長

もう20分で、そろそろ。

○北野委員

そうしたら、そろそろ、若干、この問題が終わったらけりをつけますから、いいですね。

○委員長

はい。

○北野委員

部長がおっしゃるのはいいのです。だから、自分で、市長みずからそういう判断をする材料がないから、アメリカ総領事館なり外務省に問い合わせをすると言うのでしょうか。外務省やアメリカ総領事館の話は、判で押したように、何回言っても同じ回答しか返ってないのです。

私は、今回は改めて議論しませんでしたけれども、前回やったように、核密約の問題があって、日本に寄港あるいは空港へ立ち寄ってすぐどこかにいなくなる戦闘機に核兵器を積んでいるのは事前協議の対象にないのだということは、アメリカ側が公表した日米間の約束の資料として公表されているのですから、日本政府だけは違う違うと

言っているだけの話ですよ。そういう秘密外交の時効が来て、アメリカ側は全部公表していますからね、だから、そういうものに基づけば、寄港時に核兵器を積むのは事前協議の対象でないとやっているのだから、外務省の言い分はもう根拠がないのです。それに、いつまであなたがしがみついているのかということを私どもは前回やったのです。今回もあれだけやっているから、改めて議論はしませんよ。

そういうことを申し上げているから、毅然とした態度をとるために、市長が、本当に核兵器を積んでいることがはっきりしているなら入れないとおっしゃるのだったら、簡単ですよ。積んでいますかと問い合わせをすればいいのだから、非核証明書を出してくださいと、そうやってやればいいだけの話なのに、何にちゅうちょするのですか。答えてください。

○総務部長

今、議員のおっしゃる理論も、私どもも、従来、政府見解から抜け出ないと言われましたけれども、それは一つのよりどころですから、一地方自治体として、それを超えてどうこう判断することは全くできないのだろうと思います。また、市長自身も、それを超えて、今言ったような独自に判断する材料は、もちろん我々もそういう判断するものを提供できるようなまでのものは何もありませんものですから、やはり従来の形でやらざるを得ない。

確かに、積んでいないというものの非核証明というものを出せということですが、これについても、従来から市長も答弁していますように、小樽は小樽の一つのやり方という中で今まで来ていますので、これを今、どういう形でやるというものは私の口からは言えませんので、従来の小樽市としての原則といたしますが、小樽方式的なものについて、その中で判断をしていきたい、このように思っています。

○北野委員

もう時間でしょ。

○委員長

時間は過ぎました。

○北野委員

この問題一つだけでやめます。

今の総務部長と次長が語る説明されたことは、あえて私は、今日は市長はここに出席を求めませんでしたけれども、市長と同じ見解だということで理解してよろしいですね。

○総務部長

私は、そのように考えております。

○北野委員

私はいいです。

だから、さっきの積残しの答弁をしてください。

○委員長

それでは、さきほどのひずみ計のことで、（発言する者あり）

では、わかりました。さきほどのひずみ計の。

○北野委員

だから、あなたが、ひずみ計のことについて、後で私に若干関連の質問をさせてくれるのなら、ほかの会派に移して質問することは協力します。

○委員長

では、今、土木部建築課に問い合わせ中で、報告があった後、そのことに関して若干の質疑は認めますので、これにて、共産党の質疑を終わって、次に、自民党。

○横田委員

行政の情報化について

私の方からは、行政の情報化というのでしょうか、これまでも何度かお話していますが、全国の自治体で、パソコンあるいはネットワークを十分に活用して、業務の効率化、それから市民サービスの向上、こういったものを図る行政の情報化というのがどんどん進んでいると思います。これが進むことによって、市民生活の利便性が向上するというので、どこの自治体も力を入れているわけです。最近、問題になっておりますワンストップサービスというのですか、窓口をたらい回しにしない、あるいは、コンビニなどを利用した行政サービスをやっているところがあるのですが、24時間、どこでもできるノンストップサービスと。自宅のパソコンから深夜でもいろいろな情報がとれる、あるいはダウンロードとか、いろいろなサービスが行われております。それから、そうした市民サービス以外でも、まだ一部の自治体ですけれども、インターネットを活用した公共工事の電子入札だとか、ご存じの方もあられるでしょうが、この次の日曜日、6月23日に、岡山県新見市では初めて電子投票で選挙が行われると、非常に革新的なことがどんどん進められているわけです。

でも、こうした行政の情報化ということに積極的に取り組んでいる自治体と、反面、出遅れたといいましょうか、旧態依然といいましょうか、しょうがないな、このくらいかなということで、取組が遅れている自治体とで、だんだん市民サービスに格差が出始めてきているのが現状だというふうになっております。

そこで、某全国紙の新聞社の関連雑誌といいましょうか、有名なところが、市民の視点でということで、全国の市制、町村は除きます。市制を執行している都市、それに東京23区を加えた全国で695の都市を対象として、あなたのところはどのくらいの位置づけにあるのだというようなランキング調査を実施しまして、私もそういうものを見させていただきました。回答率は84%と、この種の回答としては非常に驚異的な高い回答率だそうです。私も楽しみにして、小樽市が一体どの辺にランクされているか、あるいは、どの辺まで行政の情報化が進んでいるのかということでページを開いたのですが、残念ながら、小樽市は未回答という部分に載っておりました。

さまざまな事情があったのかと思いますが、まず、こうしたアンケートは実際に小樽市にも照会が来たのか、そして、未回答になった理由などがあれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○（企画）白澤主幹

今、お話の雑誌のアンケートのことでございますけれども、小樽市にも、当然、照会が来ました。照会が来たときが、ちょうどIT講習会等の業務もございまして、回答はしたのですけれども、残念ながら締切りに間に合わずに、結果として、記事の中では未回答市というふうに掲載されてしまったという経過がございます。

その全国都市ランキングの調査につきましては、昨年度も実施されておりますし、また来年度もまたこのような調査が行われる可能性が高いものですから、次回以降、締切りに間に合うように、回答したいと思っております。

○横田委員

ご事情があったようですからあれですが、悲しいことに、未回答市と後ろにあるのですけれども、そのトップに小樽市がぼんと載っていますので、何か小樽市民としては寂しかったわけです。

この調査項目は、簡単に大きく三つに分けています。インターネットの活用度はどうなのだろうかというのが一つです。それから、庁内インフラ、庁内の情報基盤整備はどうなっているのかというのが一つ、もう一つは、情報化の政策としてその自治体はどのくらいの政策をしているのか、今後どういう情報化を目指しているのだろうかというような三つの分野での調査だと思えます。

それで、ご回答をなさっているようですのでちょっと簡単に聞きます。最初のインターネットの活用度で小樽市はどうなのかということですが、ウェブサイト、要するにホームページへのアクセス数などというのも調査事項にあったようですけれども、わかっていれば教えてください。現在ののでしょうか。

○（企画）白澤主幹

ホームページのアクセス件数でございますけれども、これは、トップページへのアクセス件数ということで、月に約 2,500件、月間アクセスで約10万件ほどということになってございます。

○横田委員

月に 2,500で、月間10万というのは、ちょっと、累計が何かだと思えます。

次に、ホームページで提供している情報は、単純に市の概要だとか、市長のあいさつだとか、そういうものは当たり前過ぎて、これはお答えいただくなくていいのですが、小樽市のホームページで何か特化してといいますか、これは点数が上がるみたいな情報を何か発信しておられますか。

○（企画）白澤主幹

申し訳ございません。件数が違いました。日 400件で、月約 1万 2,500件ということになっております。

それから、特化した情報の提供ということでございますけれども、一般的な情報が多いのですが、特に、最近載せました例規集については、まだ道内でも余り多くは載せていないというふうに見ております。

○横田委員

例規集を載せているということで、それは特異なというお話ですね。

これは、サービスの方に入るかもしれませんが、ホームページを利用したサービス、例えば情報の検索、サイト内の検索が簡単にできるだとか、あるいは公共施設の予約みたいなことができる、あるいは図書館の蔵書の検索ができて、それを予約できるなどというサービスをしているところもあるそうです。それから、各申請書類をダウンロードして自分で書いて持っていく、1回でいい、取りに行かなくてもいいというようなことだとか、それから、適切な要望、意見などをどんどん出してもらうというようなサービスもある。この辺も、小樽市もぜひぜひやってもらいたいところでございます。

それから、2番目の庁内インフラの整備、これも大事だと思うのですが、事務職へのパソコンの導入率だとか、LANはそうですが、もうLANはあって当たり前という考えなのです。それを利用したグループウェアの導入状況などという調査項目があったと思いますが、これについて小樽市はどういうご回答をされたのでしょうか。

○（総務）情報システム課長

ただいまのご質問で、回答とは別にしまして、現在の整備状況でございますけれども、パソコンの整備率でございますが、先月末に情報システム課の方で各課に調査を出しました。その時点で、各課現有の保有が 650台、これは病院と水道、企業会計を除きました部局です。それから、あと何台のパソコンがあったらいいでしょうかということで、あと 450台という回答が集約できました。ということで、合計しますと、1,100台のパソコンがあれば、1人1台体制ということができると思えます。

それで、現有のパソコン 650台ですけれども、その中で四、五年前の古いパソコンも含んでいますので、そのうち 150台を除きまして 500台くらいを買えばこの現有で十分に使える。ネットワークに接続して使えるということであります。それに、今月初めに、今年度の予算で 200台ほど購入予定のうち 150台を各課に配布いたしまして、500台プラス 150で 650台を 1,100人で割り返しますと59%、1.69人に1台という割合でございます。あとは、それらの庁内LANをインターネットに接続して各事業と。

それから、ご質問のグループウェアですけれども、すべての職員が使うという意味ではグループウェアの一部機能であります会議室の予約というのを庁内LANの中で実施しております。

○横田委員

6割くらい、1.7人に1台ということで、進んでいるのかなと思いますが、それであれば、ぜひアンケートに間に合わせていただいて、上位にランクしていただきたかったわけですが、わかりました。

三つ目の情報化政策。

今後、小樽市として、基本計画の地域情報計画等々があるようですが、その策定、あるいは、今後どういうふう

にしていくのか。それから、いろいろなインフラ整備だとか、さっき言ったような図書の検索だとかうんぬんだとか、これもやりたいなということを、だれが提案して、どこで検討して、よし、これはやろうと、そういう仕組みができていいのか。要するに、今後の情報化政策について何かお話いただけることがあればお願いいたします。

○（企画）白澤主幹

今、お話の情報化計画の関係ですけれども、今年度、企画部で地域情報化計画を策定するということで進めております。現在、庁内のＩＴ推進本部、それから、情報化推進検討委員会といった会議も立ち上げましたし、それから、民間の委員から成る懇話会も第１回目を開催したところでございます。

これから、その各会議の中で具体的なご意見や提言をいただきながら、その中身を詰めていきたいというふうには思っておりますけれども、今後の検討材料として、一つは６月に、市民あるいは事業者のアンケート調査を実施しているところでございます。

そういったものを総体的に踏まえながら、市として個別に検討しなければならない事項もございますので、それは、個別の部会などで問題をそれぞれ検討しながら、さきほどの各会議の中で具体的な計画の内容について検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○横田委員

このランキングは、20数ページで実際にやっているのですが、ここでまとめているのは、情報化が進むのは都市の人口の多さとか規模の大小ではない、一言で言うと職員のやる気だということにまとめているわけです。

それで、ＩＴ化を進める隘路といいましょうか、問題点、課題としては、その認識はどうかというのが一つと、それから、もちろん財源はどうかだ。それから、最後には、そのリーダーシップをとる人材が果たしているのかというような三つの大きな問題点があるというふうにまとめてあります。

認識は、これはやるぞという認識でいいわけです。財源も、国のいろいろな補助などもあるようですから、これに合わせて、背伸びしない部分で。問題は、人材です。最大の問題である人材というのがありますが、リーダー的な役割を果たす人材の養成が急務ということになってはいますが、この辺は、外部の専門家を採用したりしておりますので、非常に期待しているところであります。

私も、これを見て、素晴らしいことをやっている自治体がいっぱいあるわけで、それを、これもやれあれもやれというわけではなくて、何か一つ特化した、小樽はこんなことをやっているのか、小樽市はすごいなというものを何かやっていただきたいと思うのです。それが、さっきの仕組みといいましょうか、こういうことをやったらどうだというのが、どういうふう to 実現できていくのかというふうになるのかと思いますので、ひとつよろしく願います。

この項の最後に、ホームページのメールによる意見、要望等を募集しておりますが、これの対応はどうかしているのか。このメールへの対応について、随分、ページを割いて書いています。ある自治体では、手紙が来たことと同じで、公文書ということと同じにして、プリントして決裁して回して、回答を起案して、これでいいかどうかと書いて検討するところもある。あるところでは、庁内の合意事項であれば、担当者が独自に判断して出してもいいよと。それは、市長に見せなければだめではないかという慎重意見もあったそうですけれども、いや、いいと。早く返さなければだめなのだと。ということで、そういうことをしている自治体もあるそうです。本市の対応状況をお知らせください。

○（企画）白澤主幹

ホームページからのメールの意見、要望についての取扱いでございますけれども、現在、ホームページ上のメールの意見、要望につきましては、企画部の調整の方で受けてございます。

受けた内容で処理の経過が分かれていくわけでございますけれども、例えば観光パンフレットを送ってほしいというような単純なものでございましたら、原課の方にメールでそのまま流して処理していただきます。あるいは、

苦情とか提言、あるいは、内容がいろいろ加わった要望等のメールが来た場合は、広報広聴の方に一たんメールで送ることになります。その後、広聴の方でその内容を確認しまして、担当の各課へメールで転送することになります。その場合は、市長、助役の方にも同じ内容のものをメールで送ることになるものもございます。そして、その担当の各課へ送られたメールの内容を受けまして、それぞれの各課で判断をしていただいて、即答できるものについては、メールなり電話なり、文書で回答していただきますし、時間がかかるもの、あるいは内部決裁を終えてから回答しなければならないものについては、市長への手紙と同様の処理になってございますけれども、このような決裁を受けてから回答するものの中にはございます。原課で提案者に対して回答したものについては、その処理経過について、広報広聴の方に報告してもらうという流れになってございます。

ただ、メールの中には、相手先がわからないといいますが、電話も氏名も何もないというものもございますので、そういったものについては、回答不能という場合もございます。以上でございます。

○横田委員

ちょっと今紹介しました、要するに担当者レベルでやるというのは、神奈川県の大和市というところなのです。庁内合意内容であれば自由に答えてよいというルールを定めた。担当者が判断をしている。市長の決裁も必要でないかという慎重論も出たが、市長自身が課長レベルで判断すべしということを決めて、一気に対応が進んだということがあります。

早い対応でないと、メールを出したけれども、いつ返ってくるのかわからないとなるとなかなか大変です。今の対応ですと、若干、時間がかかっているのかなというような気がいたしますので、一気にやり方を変えるのはなかなか難しいかもしれませんが、市民に対する早い対応をお願いいたします。

1点、忘れましたので、最後と言いましたけれども、ごめんなさい。

ホームページの内容ですが、私もこれをずっと見ていまして、非常に充実している部分もあります。ただ、今の作業ですと、企画が中心になって、それをサーバーに転送しているような格好になると思いますが、一課一サイトというのでしょうか、その課で自分たちがやる内容といいましょうか、仕事の内容などについて、一つの課がつくる。一遍に課が難しければ部でもいいでしょうけれども、そうすると、非常に更新が頻繁になる、内容も充実すると。ある市では、課ごとに競争させまして、市長がポケットマネーで何かコンテストをやって景品を与えるみたいな、そんな格好でやっているところもあるようですので、今後、一課一サイトのホームページ作成なども考慮していただきたいと思います。これはご答弁は要りません。

道教委の報告書に関する今後の改善について

それでは、教育委員会に質問を変えます。

さきほど道教委の報告書が報告されました。この中で、改善に向けた取組と。加配のいろいろな問題に関しては過ぎたことですので、今後どうしていくのか、再発をどのように防止していくのかということが、今後の大きな課題になるのかと思います。

それで、6ページに改善に向けた取組の中でいろいろ書いておられます。文部省が、道教委に再発防止に関する指導ということで、さきほど総務課長の方から報告がありましたが、ホームページなどで周知するのだとか、あるいは厳正な処分を速やかにしなさいというようなことがあったと思います。

二つ目には、こういうふうに言っていたと思うのですが、加配定数の問題のみならず、主任制度の適正な運用等、小樽市の学校管理運営全般について改善を図ることという文部省からの道教委に対する指導があったと思います。道教委の報告書の中でも、今の6番の改善に向けた取組の中に、教育課程の編成実施うんぬんと言っていますが、ここでは、特に文部省から指定された主任制の関係には触れていないようですが、何か道教委の方からこれに関してご指導はあったわけでしょうか。

○教育長

少人数指導のいろいろな調査と併せまして、北海道の教育の実態調査というのが並行で行われました。その中に、主任制度の適正な運用というのがございまして、その主任制度の適正な運用というのは何を指すかといいますと、いわゆる昭和46年に主任制度で協定ができたときに21項目の協定書問題がございまして。その中に、勤務時間の管理とか、いろいろな問題がありますので、その解決を急ぎなさいということです。その中で、協定書につきましては12月までに道教委は改善を図りたいと。また道教委は、北教組本部との間で29件、局と支部の間で74件の不適切な運用といいますか、そういう約束事があるので、それについても改善をなさないと。文部省の言うことは、そのことを指していまして、少人数指導とちょっとおいて、道とか市町村教委のいわゆる教職員勤務時間、教育課程編成に係る問題も注意して再発防止につなげていきなさいと、そういう意味だと考えています。

○横田委員

本当に再発していただいてはならないわけですが、再発防止の指導は、多分、校長会あたりで指導すると思うのですが、今までもいろいろさまざまなことで校長会等々に教育委員会が指導するわけです。学校の管理運営の責任者は校長であるからということだと思えます。それで、校長さんが学校でちゃんとしなさいということだと思うのですが、さまざまな問題で、これまでも指導がなかなか行き渡らないというのでしょうか、現場のちょっとおかしい状況はわかりませんが、なかなかうまくいかなかったこともあると思います。そして、今回もまた、校長会で指導しただけでは、果たしてちゃんとなるのかという我々の疑問もあるわけです。疑問といいましょうか、不安といいましょうか。

進行管理と言ったら変でしょうけれども、指導した結果がどうであったのか、あるいは、どこまで指導できたのか、これまでにやっていないと言ったら変ですが、さらに現場の状況を確認するようなことはお考えでしょうか。

○（学教）指導室長

これにあわせまして、先日、会計検査院の実地検査が行われまして、その中で指摘された点が一つございます。その部分を実際に今年度と来年度をかけて始めていこうと考えておりますが、その内容につきましては、少人数指導の実施計画書は毎年提出しておりますけれども、その報告書については様式が定まっております。その様式を、道教委なり市教委が定めて、今後、必ず提出を求めるようにというような指導がございまして、道教委もあわせて検討を始めているところでございます。以上でございます。

○委員長

ただいまの火災についてお知らせいたします。

銭函5丁目樽川墓地付近、野火、ごみステーションから後方林に火が移ったため、石狩消防も出動中、こういうことでございます。

○横田委員

今のお話はわかりました。

ひとつ、定まった様式に従って、様式はそろったけれども、内容がこれまでと同じではどうにもならないわけですので、その辺をよろしく願いいたします。

もう一点は、改善に向けた取組の中に、5月から後志局の指導主事が本市の教育主事と一緒に学校訪問しているという記述もございます。この指導訪問の実態というのは、今まではなかなか行きづらかったという話も聞いておりますし、あるいは協定があって、加配関係では入っていないということも明らかになっております。

この5月から、道教委と2人で行っているのですか、ちょっと実態もわかりませんので、その辺のお話と、今後もしさまざまなことで指導主事が学校訪問できる状況になっているのか、その辺についてお聞かせください。

○（学教）指導室長

例年、5月には私どもで計画をしております学校の経営訪問を行っておりまして、今年度もそれぞれの小中学校すべてに市教委の指導主事が入っております。今回は、これに局の指導主事が入ることが途中で決定いた

しました。件数につきましては、小学校は15校、中学校で12校、それぞれ指導主事と局の指導主事の2名で入るような形になってございます。

今後、例えば秋の授業研究等がございますが、その折に入っていくことができればと考えておりますけれども、さまざまな課題がございますので、そのあたりを検討してまいりたいと考えております。

○横田委員

さまざまな課題というのは、さきほどの教職員団体とのあれかなと思いますが、大きいものは12月に破棄されるということですので、それまで待っているというのは、我々はちょっと変な話かと思いますが、ひとつ再発が絶対にあってはならないわけですので、今言ったようなことを十分に指導されまして、適配の不正が絶対ないとは思っております。十分な決意をもってやられていると思いますので、ひとつ今後の再発防止に向けて頑張ってくださいと思います。以上で終わります。

○委員長

それでは、2時間経過しておりまして、休憩の要請もありますので、休憩といたします。

休憩 午後3時3分

再開 午後3時20分

○委員長

短い休憩でございましたけれども、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

さきほど、共産党北野委員の質問の積残してございますサッカー・ラグビー場建設とひずみ計の関係についての理事者の説明を求めます。

○（財政）審査室長

建設課の方に行って、図面等を見せてもらいましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。

平成2年、ひずみ計が3か所、35メートル、45メートルの深さで設置してございます。それから、平成3年には、計測しました同じ穴でもって3か所やってございます。さらに、平成3年には、深さ70メートルの新しい穴を掘って、ひずみ計を入れて調査をしました。その結果、地すべりの変化が見られないということが一つございます。

そういう中で、今、基準値が地すべりの場合はないということで、2年、3年と継続して見た中で変化が見られないというようなことで、その範囲というのですか、強いて言えば、プラスマイナス5ミリというようなことで、問題がないということでプランの設計をした、こういうことで確認をしたところでございます。以上でございます。

○委員長

それでは、ただいまの説明に対して、北野委員の若干の質疑を認めます。

○北野委員

若干というのは、3から7を意味するということですか。

それで、理事者の方に今の説明に関して伺いますが、去年の2定以降、このサッカー・ラグビー場の土地が建築物に適さないということで、そこへサッカー・ラグビー場をつくるのはいかがかということで、私どもは不動産の取得には反対をした経緯があります。

ですから、本日の冒頭の教育委員会の課長の説明でも、ボーリングしていないという指摘に対して、かみ合って、ボーリングした結果、こういうことでやはり運動公園構想を取りやめたと同じ結果が出て、基礎に相当な、100億もかかるから同じ結果だったということで、そういう地質であっても、その上に多少の土地を削ったり土盛りをしたりするサッカー・ラグビー場だから問題はないのだと、こういう説明でした。

しかし、今、審査室長から説明があったように、ひずみ計をお金をかけてやっているわけですから、当然、担当の建設課の方ではそういうことで影響がないという判断でオーケーを出したのだったら、なぜ、そういう疑問に、

技術上の問題としてこうですということを洗いざらい今回報告しないのか。いわくつきの土地なので、そういう点では非常に不親切だと思うのです。こちらから指摘されないと答えないという点は。

だから、これはさっき始まる前に冗談で言っておきましたけれども、総務部長は、このような市民の疑問があるときに、技術上ちゃんとそういうことも調査しているにもかかわらず、市民を安心させるような報告を議会にしないというのはいかがかというふうに私は思うのです。そういう点については、いかがですか。

○総務部長

確かに、事務部門といいますか、技術に対しては余り意識がないセクションから技術部門に依頼をしてやった今回の工事、設計でございます。十分な連携をとということでございますので、確かにご意見として承りまして、今後、これらについては十分に連携が取れるように、そして、議会等にも十分な報告をできるようにきちんと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○北野委員

今の件に関してですけれども、教育委員会に尋ねます。

ワールドカップで、今日は日本とトルコがこれからあるそうですが、大変なサッカーブームといいますか、多くの青少年の関心を呼んでいるわけです。だから、児童・生徒で、今度のワールドカップを通じてサッカーに親しむ青少年が増えるということは当然予測されるわけです。

さきほどあったように、芝を張った競技場2面では、高校なり中学校なり、あるいは小学校なりのサッカーの試合が当然行われる予定なのです。そういうときに、観覧席も何もないというようなところにサッカー・ラグビー場をつくるのはいかがかということです。今の段階では関係者はオーケーしたそうです。しかし、物事は発展するわけですから、こういうふうにサッカーに親しむ青少年が増えていった場合、観客数も増えると思うのですけれども、観覧席もないようなサッカー・ラグビー場は一体何だということになると思うのです。全道大会などをやった場合はどういうことになるかということなのです。

そういうことについては、そこに、そういう施設をつくれなようなサッカー・ラグビー場をつくるということについて、教育委員会としてどう考えておられますか。

○（社教）社会体育課長

今の北野議員のご質疑でございますが、確かに、いろいろ予算面とか、技術的な面もございまして、観覧席等々については、現在のところはまだ設けることは予定してございません。

ただし、これから、当然、青少年がサッカー等に熱を入れていくことも十分考えられますので、そういった大会等のことも念頭に入れながら、快適な観覧席といったものを設置できるように、これからも検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○北野委員

だから、その件については、これは教育長にもお願いしておきますけれども、全道大会などがあった場合には、小樽のサッカー場に行ったら座るところもないというようなことでは、せっかくつくったのに、これはちょっと恥だと思うのです。

だから、どういうものができるか。地質等の関係があるでしょうけれども、最小限、関係者が落ちついてサッカーあるいはラグビーを見られるような、そういうものはぜひセットしていただきたい。これは強く要望しておきます。

それから、土のグラウンドのところ、さっき、これから検討するような話がありましたけれども、芝の方はクラブハウスの中にミーティング室もつくるということでした。しかし、もう一つの方は、簡易トイレだけで、あとは返事がないのです、社会体育課長の説明では。だから、土のグラウンドの方にも、いわゆる練習が終わった後に、コーチなり監督がきちんと選手とミーティングできるような最小限のことは保障して、社会体育なり学校体育の発

展のために寄与するという最小限の条件は整えていただきたいということだけは要望して終わります。

○委員長

それでは、質問をもとに戻して、公明党。

○斉藤（陽）委員

美術館における工芸関係の展示・收藏について

教育委員会の方に伺います。

美術館の工芸関係の展示、收藏について伺いたいと思います。

先日の委員会で、常設のそういう工芸関係の展示というのではないということでした。收藏についても、工芸関係は陶磁器と染色のみと。それも、ごく少数といいますか、少ない。ガラス工芸関係については、全くないということなのです。これは、単にそういう機会がなかったというか、寄贈といいますか、そういうものが多いということなので、受贈する、あるいは寄託を受ける、そういう収集の機会が単純になかったということなのか。それとも、館として、工芸について、何か伝統的工芸美術作品の基準とか、そういうものがあって、そういうものに合わないということで收藏を控えているというような形なのか。もし、そういう基準的なものがあるのであれば、そういったものもお示しいただきたいと思います。

○（社教）美術館副館長

美術館にガラス工芸品を收藏していないということでございますけれども、私どもの收藏品は、残念ながらほとんど寄贈に依存しております。それから、購入費用等につきましても、ほとんど予算計上されておりませんので、系統立ったコレクションなどではできないというような実態がございます。

それから、收藏事由につきましては、特に、ガラス工芸品を排除してというようなことはございませんで、美術品につきましては、実は、私どもは市立小樽美術館收藏委員会という組織を設けておりまして、その中で当館で收藏するものについてその可否を決定しております。一般的に言いまして、小樽ゆかりの作家、小樽に関する作家等の代表作で、美術的価値の高い、それから作品としてすぐれたもの、そういうものを収集しているわけでございます。

○斉藤（陽）委員

小樽ゆかりの作家で、代表作で、美術的価値の高いものということなのですが、ある意味で、この伝統工芸といえますか、地域に根づいたという部分も含まれるのかなと思うのです。ガラス工芸の場合、私は、一般質問の中では、伝統的手作り工芸という表現で伺ったわけですが、ガラスというのは現代的な立体造形の一つの素材と、そういう面もありまして、いわゆる伝統手作りということの範疇に入らないという面もあるわけです。そういう立体造形という現代芸術といいますか、そういった面での收藏基準のようなものも、市立小樽美術館としてはお持ちなのでしょうか。

○（社教）美術館副館長

特に收藏基準はないですけれども、ただ、ガラス製品となりますと、大変繊細で扱いが難しいということが一つあります。それから、こういう立体的なものにつきましては、現在でも展示スペース、收藏スペースが極めて不足しておりまして、そういう点では、こういう種のは、また、重ねて置くことがちょっと難しいものについては收藏はなかなか難しいのかなとは考えております。

○斉藤（陽）委員

收藏がなかなか難しいと。ガラスですから、非常に破損しやすいですとか、あるいは耐震保護の方法を講じなければならないとか、いろいろ難しさはあると思うのですけれども、そういった部分で、いわゆる工芸を收藏、あるいは展示することに対して、市立小樽美術館として、ちょっと及び腰というか、そういった部分があるのではない

かと、そういう気がするのですが、この点についていかがでしょうか。

○（社教）美術館副館長

現在の展示スペースを見ましても、例えばガラス製品を扱う場合には特殊な展示ケースを使うだろうと思うのです。ですから、スペースが狭いということもありますし、現在の展示スペースの中では、そういう常設展示を設けることはできないだろうと思います。ただ、特別展等の場合には、期間が限られますので、そういった中では、将来的には、現在、学芸員もガラス専門家はおりませんので、ある一定の時間をかけた上であれば、ガラス関係の特別展等も可能かなとは考えています。

○斉藤（陽）委員

博物館の館長に伺いたいのですが、専門的な立場からごらんいただいて、市立小樽美術館で、今、ガラスを含むいろいろな工芸分野の展示、収蔵ということを考えて場合に、ハード面、ソフト面、物的、人的、いろいろな要素があると思うのですが、新たにこういった部分は整備しなければならないというか、そういったことがあるのかどうか。あるいは、現状でもある程度可能だというふうにお考えか、ご意見というか、ご感想でもいいのですが、いかがでしょうか。

○（社教）博物館長

ガラス工芸品のみならず、博物館、美術館で収蔵するコレクションについては、基本的に考え方は同じなのですが、どのように恒久的に保存するかというところが、まず第一に注意しなければいけないというところがございます。

今、斉藤（陽）委員のお話にありましたガラス工芸にこだわってお話いたしますと、ガラス工芸品というのは、ご存じのように極めて精細な作品も含まれておりまして、取扱いには特別な注意が必要になってきます。収蔵に対しては、ガラス工芸品特有の性質から、光と輝きというのがある意味で非常に重要なポイントになっているということで、防じん処理、つまり、ほこり等を寄せつけないようなそういう処理、そして、ほこりから誘発されるカビの発生を防ぐような湿度除去の対応、そういった面では通常の文献類、記述類資料よりも気を遣わなければいけないコレクションだというふうに思っております。

当館におきましても、ガラス類のコレクションは数点ございますが、特にサンドブラスト工法等で加工されたものについては、極めてほこりを呼びやすい、付着しやすい、それに伴ってカビになりやすい、そういう性質がありますので、非常に慎重にならざるを得ないということがあろうかと思えます。

○斉藤（陽）委員

ということは、結論的には、現状では困難であるという方が強いということですか。

○（社教）博物館長

非常に言いにくいのですが、結果としてはそういうことになります。

○斉藤（陽）委員

わかりました。この件については、一応、終わります。

図書館等の開館時間について

次に、図書館の方にお伺いをしたいと思います。

図書館の開館時間と閉館時間についてお伺いをしたいのですが、月曜日から日曜日まで一週間の曜日ごとの開館と閉館の時間をお示しいただきたいと思います。

○（社教）図書館長

図書館の開館時間と閉館時間についてお尋ねがございましたが、月曜日は、年じゅう休館でございます。火曜日は、午前9時半から午後7時、始まりは9時半と全部同じでして、水曜日は閉館が午後6時、木曜日は午後7時、金曜日は午後6時、土曜日は午後5時、日曜日は午後4時半です。以上でございます。

○斉藤（陽）委員

今、伺った中でも、なかなかわかりづらいといいますが、曜日ごとに次々に閉館時間が動くと。7時になったり6時になったり、7時になったり6時になったり、5時になったり4時半になったりということです。確かに、いろいろな難しさがあるってこうなったのだと思うのです。時間延長していただいているということもわかるのですが、市民にとっては、非常に利用しづらいといいますが、あいていると思って行ったら、もう閉まっていたというような苦情めいたことが結構あるのではないかという気がするのです。その4種類を、少なくとも平日と土・日くらいの種類ぐらいに整理して、平日は7時までとか、土日は5時までとか4時半までとか、なるべく長い方がいいと思いますけれども、平日は7時までで統一した方がいいのではないかという気がするのですが、この点についていかがでしょうか。

○（社教）図書館長

確かに、曜日によって時間が違っているということでは、市民の方にわかりづらいという部分はあろうかと思えます。もしこれで、例えば平日の6時の時間を7時に延ばすこと、あるいは土、日の分を、どちらにしても、2本くらいにできないかということでございます。たまたま13年当初から夜間開館といった話もございまして、一時期、検討した経緯がございます。今、1年間、様子を見て、ある程度の数字が出ております。やっておりますけれども、土・日を含めて、これはトータルですが、今、これが精いっぱいです。今の現状でやる時間で、結局、6時を7時にするとすると勤務時間が延びるわけです。これを、6時に統一するというのはできます。あるいは土、日の部分を5時、4時半と、平日を例えば7時までにして、土曜日を4時半にするという部分での調整を、でこぼこをそういった部分ですれば検討をできない余地はないのかなと思いますけれども、すべて時間が増えるような並びにするということになりますと、これ以上の人員の、何といいますが、そういった部分での職員の時間数もオーバーになりますので、そういう面では、なかなか今すぐにということは難しいわけでございます。

○斉藤（陽）委員

市民といいますが、利用する方の立場に立って考えますと、なかなか本当にわかりづらいというか、確かに職員の問題とか、そういったことはあるのでしょうかけれども、極力、延長していただきたいという気がします。

今、時間延長のことがあったのですが、延長した時間帯での入館状況というのは、この何か月間かの推移はどうなのでしょう。

○（社教）図書館長

さきほど申しました13年度当初から1年間ですけれども、13年度の午後6時から午後7時までの統計をとっております。それによりますと、日数を総人数で割りますと1日1時間当たり41名という数字になってございます。それは、ほかの時間が79名でございまして、約半分くらいの利用の人数かなと思っております。

○斉藤（陽）委員

半分であっても、それだけの人が利用していると。もともと終わりに近い時間ですから比較的少なかったのではないかと、もともと少ない時間帯だったのではないかと思いますけれども、それにしても41名ということで、それだけの利用者があると。

考え方として、入館者が少ないから縮めていいのかという問題ではなくて、より延長して、入館者がより増えるように周知を図っていくと、そういう利用を進めるような方向性で物事を考えなければならないのではないかなと。その方が、本来の物の考え方ではないかという気がするのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（社教）図書館長

確かに、現実には41名という数字がございまして。その時間帯に来ていただいております。時間も、私どもが考えていますのは、入館者増を企画しております。やっております。

ただ、今年は入館者増を対策の一つとして、時間延長も一つの大きな要素がございましょうが、やはり一番根本

は館の魅力そのものだと思うのです。その魅力というのは、どういうことかといいますと、蔵書の拡充とか、それからいろいろな市民からの問い合わせ、あるいはどういうことを勉強したいか、あるいはどういうことを求めているか、そういった適切な指導といったことがありますので、そういった内容の充実も含めて、トータルで、図書館にまた足を運ぼうという魅力あるそういう施設づくりということをまず考えたいと。

その一つに、時間延長もとりあえず入っていますけれども、まずはそういった部分で、単なる時間ということではなくて、内容の方の充実も、一つ進めるように、トータルということになりますけれども、そういった面で今後充実していきたいと思っています。

○ 斉藤（陽）委員

関連して、博物館の方にお伺いをしたいのですけれども、博物館では、月曜も含めて、通年開館ということで、売券業務は委託ということのようなのですが、通年開館で月曜も開館されるようになって以来の入館者の推移というのはどのような形になっていますか。

○（社教）博物館長

平成6年から通年開館ということで、従前の月曜休館を開館状態に持っていきました。平成5年と平成6年、つまり通年開館した後の利用者の推移を見ますと、平成5年が12万5,500人ほどの利用者がありまして、通年開館した平成6年には13万1,200人ほどの利用者を得ております。単純に数字的に比較いたしますと、5,500人強の増加を見ておりますが、年数を重ねるごとにその集計の推移は変わってきております。平成7年には13万5,600人、平成8年には12万5,800人、平成9年には9万5,600人、平成10年には8万3,500人、平成11年には8万2,000人、平成12年には6万8,800人、平成13年には6万6,800人という数字になっております。

○ 斉藤（陽）委員

通年にすればいい、単純に開館日を多くすれば入館が増えるというものではないということでしょうけれども、確かに、時間を長くするとか、あるいは開館日数を増やすというのは物理的な方法にすぎないと思うのです。では、中身的にどういう内容というか、さっき図書館長もおっしゃっていたけれども、館としての魅力をどうやってつくっていくかということが次の段階として必要なのではないかと。

かといって、開館時間、あるいは開館日が短くていいとか少なくていいということにはならないはずなのです。物理的に、まず空間といいますか、枠を広げておくと。それで、広げた枠の中で、では、どういう中身づくりというか、内容を濃くしていくかということを考えなければならない、そういう時期なのではないかと思うのです。

博物館の場合、通年開館ということにはなったのですが、開館時間については5時までということで変わっていないのです。冬期間は別としても、夏であれば、1時間程度開館時間を延ばすというようなことで、かなりの入館増が期待できるのではないかと。場所的に非常に観光客なども多いわけですから、1時間延長というのは期待できるのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○（社教）博物館長

時間延長につきましては、かつて試験的に実施したときもございます。

ただ、博物館といたしましては、まずは、多くの方々がいつおいでになっても博物館で対応できるという受け手側の博物館としての姿勢というものをつくらなければいけないだろうと思って今努力してございます。ただ、あけていけばいいというものでは決してないということは、委員がご指摘のとおりで、今、私どもは、博物館内部で、あけることによってどういう情報サービスを提供できるかということを研究している最中でございます。全国的に開館時間の延長というのはかなり浸透している傾向を見ても、当博物館でも積極的にそういう情報を取り合わせながら、あけるだけではなくて、あけることによって供与できる情報量の密度の濃さ、そういったものを研究している最中でございますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

○ 斉藤（陽）委員

もう一、二点だけ、ちょっとお願いしたいのですが、美術館については、昨年も質問させていただいておりますけれども、特別展の期間中に延長をされたことがあったということで、それ以外の期間の開館時間延長というものについては、美術館としてはどのようにお考えでしょうか。

○（社教）美術館副館長

美術館の開館時間の延長についてでございますけれども、現在、開館時間は9時半から5時までとなっております。さきほど、委員の方からお話がございましたけれども、平成8年から11年の期間、特別展の開催期間中につきまして、試験的に2時間程度の時間延長を行いました。その際の利用者の状況を見ますと、極めて少ないわけです。

ちなみに、平成10年度の数値を挙げますと、9日間時間延長をしたのですけれども、美術館が26人、文学館が23人というふうな実態がございます。それから、平成11年は4日間やりまして、合わせて20人ということで、内訳が美術館が17人、文学館が3人というような入館者でございます。こういった実態がございまして、平成12年からは、特別展開催期間中の時間延長はしてございません。

それで、こういった利用状況を推察しますと、やはり5時から2時間程度の時間延長では、私の意見なのですが、小樽は観光客が大変多いわけでございますが、その時間帯というのは、多分、観光客の方等の食事の時間帯等に当たるわけです。そういうことを考えますと、入館者が増えるということもなかなか難しいのかなと考えておりまして、時間延長につきましてはなかなか困難だと考えております。

○斉藤（陽）委員

確かに、観光客の方に見ていただくというのも一つの大事な要素ですけれども、小樽市民が、基本的には、勤労者が一日の仕事を終えた仕事帰りの平日にそういう社会教育施設の利用ができるということが、いわゆる社会教育の本旨といたしますか、そういった部分から求められるのではないかとということで、少ないからあきらめるという方向性ではなくて、それを、何とかして利用者の増を図っていくと、その魅力づくりの方に何とか努力していただきたいと思います。

学校評議員制度について

次に、質問を変えまして、1点だけ伺いますが、学校評議員制度について、本市では、本会議等のご答弁を伺いますと、モデル校を設けて試行的に近々実施というふうに伺っております。小学校、中学校についてそれぞれ何校で、どのように実施をされるのか、スケジュール、手続等をお示しいただきたいと思います。

○（学教）総務課長

まず、学校数についてですが、これにつきましては、小中各2校程度を一応予定しております。

それから、実施のスケジュールでございますけれども、これにつきましては、平成16年3月末くらいを目途として、2年まではいかないのですけれども、1年ちょっと程度くらいの期間の中でモデル事業を実施して、それから、本格実施に向けた検討といたしますが、その期間内でやっていきたいということで考えてございます。

○斉藤（陽）委員

ちょっと聞きづらかったのですが、平成16年3月末まで試行的に行うということで、それでは、いつから始まるのかということと、どこの学校で実施をされるのか、それから、どこで実施するというのはどのようにして決めるのか、その点についてはいかがですか。

○（学教）総務課長

モデル事業の実施時期なのですが、開始が1学期中を一応考えておりまして、できるだけ早い時期に、今現在、小中の校長会の方に学校を選定するようにお願いをしております、学校につきましてはまだ決まっておりません。

○斉藤（陽）委員

ということは、校長会の方で推薦という形になるということですね。

学校評議員制度というのは、地域、学校区の中の地域の人材の活用といたしますか、人材をまず把握しなければな

らないと。あるいは、そういう人選に当たって、校長先生のいろいろな裁量の問題だとか、あるいは開催回数を何回にするとか、具体的に学校と地域の結びつきについて、その地域の人材を活用して、どう学校を活性化していくとか、いろいろ難しい課題も多いかと思うのですが、この点についてのポイントといいますか、どこに力を入れるということをお示しいただきたいと思います。

○**学校教育部長**

そのことについてお答えしますが、いつの時代でもそうですけれども、学校は保護者や地域の方々からの信頼と協力を得ることが何よりも必要でございまして、その仕組みの一つとして、今回、学校評議員制度と、小樽の場合は16年度を目途に、まずモデル校をこの1学期の後半からというふうに考えているところでございます。

その中身についてでございますが、やはり、学校からの情報の発信と、地域や家庭からの情報を受けるというインタラクティブな物の考え方をしております。つまり、開かれた学校を目指しているところでございます。

それで、もしこの評議員制度が進められていく中で、毎回、毎回、全員をお呼びしてというふうなものではなくて、全国的に考えられているのは、一つの問題があるごとに、例えば校長先生が聞いてみたり、あるときには同じ課題の者を数名呼んでお話したり、あるときには全員でお話したりとか、そのときそのときの学校のいろいろな課題について校長先生が委員の方に諮問するという形になるかと思えます。

なお、委員の選出に当たっては、既に全国的なことをご承知のことと思うのですが、校長先生の推薦の基に、教育委員会が任命させていただくという形になるかと思えます。そのメンバー構成につきましても、ある町村では、PTAの会長ですとか、学識経験者でありますとか、町内会の方ですとか、いろいろな有識者ですとか、いろいろな方を入れながらというふうに考えているところでございます。

またさらに、先日、小中学校さらには幼稚園、高等学校の設置基準というものが国の方から出されております。設置基準といいますと、施設・設備の大きさなどを私たちは考えがちでございますが、その中に、点検と自己評価ということがございまして、学校だけの学校経営の評価もございますので、外からこういう項目も評価の一つに入れていただければと、そういういろいろな点検・評価にかかわる項目もあるかと思えますので、そういうことにつきまして、助言をいただいたり、アドバイスをいただくという、そういう形で私どもは進めていこうかというふうに考えております。以上です。

○**斉藤（陽）委員**

ちょっと気になるといいますか、学校の校区の中にどのような人材といいますか、町内会長さんはわかるのですが、いろいろな有識者の方ですとか、知識・技能を持った方としてどういう方がいらっしゃるかということを経理先生が把握する方法といいますか、何か仕組みみたいなものはあるのでしょうか。

○**学校教育部長**

仕組みそのものにつきましては、評議員制度の趣旨というものの、ねらいを十分に校長先生にご説明いたしまして、その中で校長先生に考えていただく形になるかと思えます。その選び方につきましても、私どもといろいろとお話をしながら、その地域、地域で、地域がちょっと広がるかもわかりませんが、そういう方法で人選をし、推薦していただくことで進めようと思っているところであります。

○**斉藤（陽）委員**

核兵器廃絶平和都市宣言について

それでは、質問を変えまして、1点だけ、最後に伺います。

核兵器廃絶平和都市宣言についてですが、昭和57年6月28日に小樽市議会で議決をされた。全会一致ということなのです。これについてですが、本来、市議会で議決をされたものですので、理事者の方に伺うというのは筋違いと言われてもしょうがないのですが、行政にもかかわる部分ですので、ちょっとお聞きしたいのです。

この文言の中に、「核兵器全面禁止、核戦争反対の切なる願いをよそに、米ソ両大国を中心とする核兵器開発、核

軍拡競争は、今なお、とどまるところを知らない」という文言があります。その他の部分は、年月を経ても内容が変わるということではないと思うのですけれども、今のところで、米ソ両大国を中心とするうんぬんというのは、ソ連という国はもう10数年前にないわけです。あとは、いろいろな国際状況から、軍拡競争が終わったとは言えないにしても、いろいろな状況で、多少、文言が今の状態にそぐわないという部分が出てきているのではないかと思います。市制80周年を期にということで、いろいろな市制80周年の企画もあるようですが、そういう時期に、新たな核兵器廃絶平和都市宣言、新宣言というようなものを考える必要があるのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

ただいま読み上げられた部分は、確かに「米ソ両大国」というふうになっておりまして、ソ連という国はなくなっています。これについて、このことがあるので改正するといいますか、改める必要があるのかという質問であれば、確かに、ソ連という国はなくなったということから、適当ではないということは言えるのかもしれません。

けれども、だからといって、必ずしもすぐに改正といいますか、修正するといいますか、そういった必要はないだろうと。というのは、「ソ連」というふうに平和都市宣言に書いてありますけれども、ソ連という国がなくなって、今現在は、それはロシアということは皆さんわかっているわけですから、論理的な解釈といいますか、これは法令とは違いますが、準じて考えれば、ここを特に変える必要はない。米ソの「ソ連」の部分で言えば、そういうふうになるだろうと。

あとは、社会情勢の変化ということにつきましては、これは議会の方で昭和57年に全会一致で決めたことですので、そのあたりは、また議会の方で判断するというふうに思います。

○委員長

以上をもって、公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木（勝）委員

消防について

順序を変えます。大きく3点に絞って。

消防の方に通告しておいた消防関係です。たまたま、さっきの出勤は野火の状況だったということで、5月8日付けだったと思いますけれども、大規模な野火が目立ったということで、警戒を要するというふうに報道されました。

この野火という問題は、新たに取り上げるまでもないのですけれども、この事実経過といいますか、それについて詳しくお知らせください。

○（消防）予防課長

事実経過といいますか、火災件数の報告でよろしいでしょうか。

今年発生した火災件数について、若干、お話をさせていただきます。

○佐々木（勝）委員

ちょっと待ってください。聞きづらかったのだろうか。

5月の早い時点で、野火が発生したと。目立って警戒を要する野火だったと、こういうふうに述べられているので、火災の発生でなくて、まず野火に限ってお聞きしたい。どんな野火だったのかということを知りたいのです。

○（消防）予防課長

委員がおっしゃっているのは、この新聞に載った記事ですね。

この火災につきましては、緑町の中央墓地で、この墓地の清掃のために墓地のごみを焼いた。ちょうどそのときに突風が来まして、隣接の原野に燃え移った、こういう経過でございます。以上です。

○佐々木（勝）委員

それで、その中の読み取りをすると、非常に発生しているというか、大きさというか、それから、特徴的な部分でとらえられているのだけれども、一般的にある野火だったということで、大した問題ではないのだ、こういうふうに押さえているのですか。そうではなくて、結構、影響のある野火だったかなというふうに読み取ったものだからね。

○消防署長

今年は、例年になく雪解けも早かったわけでごさいますし、また雨も少ない、こういった状況でごさいますし、空気も乾燥しまして、草も乾燥しているということから、一たん火がつかますと燃え広がるのも早かったと。こういうことでごさいますし、経過といたしまして1件当たりの焼く面積といいますか、これも大きかったということでごさいます。

しかしながら、今年は林野火災も結構早まるだろうということで、消防本部では林野火災の予防啓発といたしまして、全市的に4月上旬から消防車両による林野火災予防広報ということで林野火災の予防と普及啓発を図ったわけでごさいます。

また、林野火災の消火資材、こういったものがごさいます。隊員が背負って消火する機具でごさいますジェットシューターというのがあるのですが、あるいは小型ポンプ、簡易防火水槽と、こういった林野火災の消火資材、これにつきましても早く配備しまして警戒に当たる、こういうことでごさいます。

さらには、消防本部、消防団、さらには経済部、石狩森林管理所、それから朝里のスキー場、日観興業とかと合同で林野火災を防ごうということでごさいますし、各機関との連携、さらには、消火技術の向上、これらをあわせて市民にも林野火災の予防啓発を図ると、そういうことで警戒に当たっているところでごさいます。

○佐々木（勝）委員

続けて、全部言えばよかったですね。なぜかと言うと、特徴的なことは、表題にあるように、非常に規模が大きい、従来になく大きいという評価をしているものだから。今たまたま錢函に起きたのは墓地でしょう。結構大きいのでしょうか。例年になく異常気象ではないけれども、そういうふうになっていく原因というか、原因と対策について聞こうと思っていたのですが、先に出たのですけれども、いわゆるたかが野火ではないということで、結構、警戒しなければならないのだろうと。その警戒に対する構えはどうかということを知りたいのです。

たまたま今錢函が燃えたのは、これも野火ということで、さっき回っていたのだけれども、その辺はどうなったのですか。

○消防署長

今の錢函の墓地の火災の情報は入ってきております。

石狩消防署との隣接地区でごさいますので、覚書によりまして、これは小樽、石狩両方で消火すると、こういう約束になってございまして、約200平米で、間もなく鎮火した、こういう状況になっております。この原因についてはまだ調査しておりません。

○佐々木（勝）委員

それで、原因と対策ということでお願いできればというふうに思いました。用意できますか。

○（消防）予防課長

野火の原因ということなのですが、まず、野火の主な原因を見ますと、大半が山林、原野付近でのじんかい焼却、これは、畑の枯れ草や、枯れ葉など、畑を耕す準備のために行うそうです。また、その付近の住宅地の方ですと庭の清掃だとか、そういうことで、そういうものを燃やす。その火が飛び散るのが、まず一番の原因になっております。そのほかに、この時期ですと、山菜などをとるために入った人がたばこの火を落とすと。そのほかに子どもの火遊びなどもございしますが、この3点が主な火災原因となっております。

当市としましては、今、署長も言いましたが、今年は例年になく、10日前後、雪解けが早い。雪解けが早いと、野火がたくさん発生するというのが通例ということもありまして、私どもの方では、早くから郊外の山林、それから畑地、広域農道一帯、各公園、そういう付近の野火の防止を消防車を出動させて広報をしております。

そのようなことで、件数的には昨年13件発生しまして、この4月、5月には9件ほど野火が発生しております。今年は、今のところ、今日は別としても6件ほど発生してございまして、件数的には非常に少なくなっております。

ただ、新聞報道されましたように、今年の火災につきましては、ほとんどが400平米以上燃えている大きな火災となっています。これは、私どもが現場に行って原因を調べてみますと、また関係者から話を聞きますと、今年の火災は、ほとんどが火を入れたときに、突風といいますが、予期しない風が吹いて、一度に隣接の枯れ草に燃え移っていると。そのようなことでは4月15日には張碓、20日には塩谷の方、それからさきほどの緑町の墓地、それから、春香町の方でございましたが、ほとんどが火が出たときに、予期しない突風が吹いて、1人では消せなくなって、そんな状態で拡大したのが特色的なものと考えております。

○佐々木（勝）委員

現場にいたころ、結構、火遊びをすとか、枯れ草のところで遊ぶとか、そういうこともまたあったかなというふうに思うのだけれども、そうではなくて、今の空気の乾燥や、ごみの焼却ということですね。

ただ、件数が下がっているということは、比べる年度は、我々が年度と聞くと、いつも4月から3月までと。こういう集計というのは、昨日も交通事故の関係も聞いたのだけれども、1月から12月まで、そういうけじめでいくのですね。だとすれば。

○（消防）予防課長

消防の数字につきましては、1月から12月末までをとらえております。

○佐々木（勝）委員

ちなみに、そうすると、去年と比べて、今年の火災発生について今日時点での対比。

○（消防）予防課長

もう一度、重ねて申しますと、昨年度は13件で、4月、5月にピークということです。

○消防署長

全体の発生件数で聞いていると思います。

今年の5月末現在の火災発生件数でございますが、25件発生してございます。昨年同期は60件の発生でございますので、35件の減少ということです。

○佐々木（勝）委員

その減った成果というか、これについては、恐らく取組だとか、そういうのがあると思うけれども、分析していますか。

○消防署長

昨年1年間の火災発生件数でございますが131件でございます。これの原因であります、放火の疑いが131件のうち36件で、たばこ火が17件、ガスこんろの不始末が17件ということで、いずれの年もこういった放火の疑い、いわゆる不審火、うっかり火災が上位を占めているわけでございます。今年の火災件数25件につきましても、同様に、放火あるいはうっかり火災、こういう原因が、件数は少なくなりましたが、やはりそういった原因があるわけでございます。私どもといたしましては、放火の防止とともに、いわゆる不注意うっかり火災の防止ということで、各種行事、さらには町会の回覧板、小樽消防119番というのも出しているわけなのですが、町会の回覧板を利用させていただきながら、そういった機会をとらえまして注意を促す、こういう状況でございます。

○佐々木（勝）委員

日ごろの啓発活動を含めて、しっかりやっているということで受け止めます。

広報について

広報の関係から2点ほどお聞きします。

一つは、6月号で、これも予算特別委員会で概略を私がおききしておいたのですけれども、今月号で、まち育て出前講座のお知らせ版が入っていました。あらかじめこういうものが出るということはわかっていたと。

前回、積み残した分で、1年過ぎた中で、1年というか、6月から3月までの時点の中で、どんな状況なのかということをお聞きしたのですけれども、もうちょっと具体的にお話をしてください。

○（企画）高野主幹

担当している形で、受講者の感想だとか、そういうことでよろしいですか。

受講者から話を聞いたわけでございますけれども、講座は、実践的な内容で、すごく理解できて大変有意義であったとか、あとは、難しいテーマ、例えば行財政改革だとかをあえて選択したけれども、やっぱり難しかったとか、疑問に思っていたことが理解できたとか、そういった市民の声がありました。また、メニューがたくさんありまして、団体の研修などが容易に実施できるようになったと。まだありますが、大体的な内容ということではそういうことです。

あと職員の関係なのですけれども、地域に出向きまして、市民の皆さんのニーズを、新聞に大変よいと書いてあった、あえて市政をわかりやすくするためにと、勉強の場になって、また職員の自己研修としてやっていくと、そのような状況でございます。

○佐々木（勝）委員

大変、今の6分野80項目は、希望するときに細かい項目を組み合わせるということになるのですか。状況の中には、1項目か。その辺のところと、それから今月号のお知らせ版のところでも詳しく書いてあるけれども、1回目のスタートのときは、中身がよくわかるような形で、出前講座の表にして、結構、わかりやすい形で出していたというふうに思うのです。項目だけでいくと、なかなかわからないし、前回のときには、細かい内容を盛り込んで出していたというふうに思っていたのですけれども、今月号は、それをカットしたからということで、なお、わからなくなるような感じがすると。紙面の関係でそう言ったのだと思うのですけれども、取り方等については、手順、手続があれば、幾つか選んでもいいということだとか、組み合わせてもいいとか、そういうようなことでお知らせ版があるのですか。

○（企画）高野主幹

広報に、メニューの前に記事として記載していますけれども、メニューは80ございますが、原則的にはその中から選んでいただくと。大体、電話が来る場合も、そのメニューを見ましてこれをやりたいと。また、中にはメニューだけではなくて、メニューにないものも常時相談を受け付けるという形で、保健所の関係とかではメニューにないものも対応していると。また、我々も、メニューにないものについても、言っていいただければ対応している、そんなような状況で行ってございます。

原則的には2時間以内ということでございますので、大体、1メニューを対象としてやっているというのが現状でございます。ただ、その場合におきまして、弾力的に対応しておりますので、いろいろな形で市民の要望には対応をしているというのが現状であります。

それから、今ありましたメニュー表でございますけれども、昨年は初年度ということで、できるだけわかりやすく、詳しく、そういうような形でメニュー内容、それから担当官などを載せましたけれども、反面、字が小さくてちょっと見づらいというお話を一部聞いてございましたので、今年は字を大きくして見やすくした、ソフトさを出したと、そういう考え方で今回は作成したものでございます。

ただ、委員がご指摘のとおり、逆に考えますと、内容の詳しさというものがちょっと欠けていますので、今後、様子を見ながら、手づくりになると思われましますけれども、そういうような形でPRに努めてまいりたい、そういう

ように考えております。

○佐々木（勝）委員

今度は、教育の方にも関係のある感じなのですが、その中で、ここの分は分野で言えば、教育文化に関するものと、それから財政が入っていますから、総務関係で言えばその他という項目でできるのかなというふうに思うのですが、教育文化に関することで11項目、それから、その他の関係で、これは71からですから何ぼになりますか、小樽市政の外郭、教育、この中で出ていない、呼び出しがかかっていないというあたりはどの辺になるのですか。多い傾向と、ないものは。

○（企画）高野主幹

教育文化で言いますと、一番開催が多かったのは、科学館で実施しておりますサイエンススクール、天文教室が教育文化の中では26回という回数がありました。あと、教育文化の中では、よりよい教育ということで総合学習、それが5件、それが目立ったという感想です。

その他につきましては、特に、たくさん回数が開かれたというのではなくて、さきほど言いました行政改革の問題、小樽市の台所事情、それから小樽のまちづくりの4件ということです。

○佐々木（勝）委員

その傾向と対策等については、また出るのだと思うのですが、やった事業ですから、細かく分析しながら、次につなげていただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、考えよう市町村合併をまとめて聞きます。

今月号に特集というのを載せました。まず、載せた趣旨。

○（企画）川堰主幹

市町村合併の問題につきましては、最近、とみにマスコミ、新聞やテレビなどで取り上げられております。市民の皆さんにとりましては、余りぴんとこない問題ではないかというふうに思っておりますし、市民の皆さん自体がどういったかわりがあるかと、そういった素朴な疑問が広がっているのではないかなというふうには思っております。

それで、この5月に、北後志の5町村と小樽市が北後志6市町村広域問題研究会というものを立ち上げまして、合併を含めた広域の問題を議論しております。そういった観点から、市町村合併についての国の基本的な考え方ですとか、小樽市の取組といったものを、この6月号の広報に載せて、市民の皆さんへの情報提供といった形でお知らせしているということでございます。

○佐々木（勝）委員

それが今月号と。この続編が続いていくのだろーと思いますけれども、そのスケジュールと。併せて、これは、やっぱり目的があると思うのです。こういう合併問題を、どういうふうに集約して、市民から意見を求める、そういうような段階をとりながらいくのか、どういう手順と手続で最後はまとめていくつもりなのか。

○（企画）川堰主幹

まず、節目節目には、この6月号の広報にも書いてございますけれども、さまざまな情報提供というのでしょうか、合併することによってどうなるとか、しないことによってどうなるとか、そこまでできるかどうかわかりませんが、今年の秋を目途として一定の報告をしたいというふうには考えております。

それで、合併するしないは、市民の皆様決めていただくとか、そういった段階ではございませんので、まずは情報提供に努めたいというふうには考えております。

○佐々木（勝）委員

わかりました。また、次の機会に聞きます。

学校教育の問題について

それでは、最後になります。学校教育の関係です。

代表質問の折に、5日制にかかわっての問題提起も含めてやっておきました。私が言いたかったのは、学校5日制が、いわゆる社会、それから家庭に連続的に連なって行って、それぞれの分野で問題意識を持って取り組んでいく、こういうふうに思いました。

それで、子どもに照準を当てれば、本来は子どもが主体的に使える時間を増やして、自然や生活体験をできるようにすることがねらっていたのではないかというふうに押さえますし、それから、今現在必要なのはということで押さえたのは、土曜日が余ったから、どんどん受皿になって、どんどん子どもを押し込むというのではなくて、土曜日の過ごし方は開放された2日間をどのように過ごしていくのかと、こういうことについては、家庭における相談事と一緒にやっていく、こういうことが必要でないのかなということで押さえておりました。

併せて、今問題になっているのは、子どもに今欠けている「間」の問題があるから、その「間」を取り戻そうということで、ゆとりということの部分が、どちらかというと、学校5日制イコール学力低下、こういうことに響いているのではないかというふうに押さえた中で、やっぱり、学習指導要領で、新と言った方がいいのかもしれないけれども、こういう現状の中で、どう子どもの力をつけていくのか、こういうことで私の方では問題提起を、今、子どもたちが必要な学力は一体なんだろう、受験学力ではないなというふうに押さえていたところだったのです。

その一つは、これからも予想されるであろう地球環境の問題について、やはり、しっかりととらえた方がいいのではないかなということで、21世紀が抱える現実的な課題に対する問題意識を持つことができる力というふうに押さえたつもりなのです。それから、それらの課題に対して、自分なりの解決策や展望を見つける力、それからそのためには、広くから情報を得る力、そして、四つ目には、個人学習だけでなく、これらの仲間や大人たちと共同して模索できる力、人間をより信頼できる力と言った方がいいのか、そういうことで考えて必要な基礎、基本的な事項を身につけると。こういうことが、今、学力として求められているのではないかな、そういう学力観で共通認識ができないかなということで、教育長の見解というか、委員会の見解ということ求めたのですけれども、その点について。

○（学教）指導室長

代表質問の折にお話ございましたように、決して知識のみで学力を判断するのではなくて、新しい学習指導要領の中では、知識、技能は重要であるが、単なる知識の量のみではなくて、学ぶ意欲とか、それから思考力、判断力、表現力までも含めた総合的な力を学力ととらえる、このように判断しております。

○教育長

土曜、日曜の生かし方が大事だと、そのとおりだと思います。私は、例えば土・日の中で、土曜日などは第3土曜日を家庭の日として親子一緒に物事を考える、そういう機会にしたらどうだということをご質問の中でお答えしたのですが、北海道でも第3の日曜日を道民家庭の日というふうに称しまして、そして、子どもを家庭に帰して、そこでじっくりいろいろなことを親や兄弟と一緒に考える時間を持ちたいとしておりますので、土・日の過ごし方が大事だということはおっしゃるとおりだろうと、そう思います。

それから、学力の問題について、例えば、地球環境の問題意識を持つ力、自分なりに解決する能力、情報を集める能力、仲間と協力して考える力、これは新しい学力としておっしゃるとおりであり、受験学力、詰め込み教育を否定することは大事だろうと思います。今のそういう力というのは、例えば、一週間に3こまある総合学習の中で養っていこうということで、総合学習に対する取組が、やはりこの新しい教育課程を評価する一つの重要な契機になるのではないかと思います。

前にもお話したのですが、さらに、相対的な評価というのが前面に出ておりまして、5に当たるのが7%、4に当たるのが24%、3に当たるのが38%、2が24%、1が7%と、200人くらいの児童・生徒をそういう枠の中に押し込めて学力を評価する事態になっておりました。しかし、それはそうではなくて、目標を決めて、目標に到達でき

たものがすべて素晴らしいという段階に評価してもいいのではないかと学力観が変わりましたので、子どもは固定した位置に押し込められるのではなくて、自由な発想で評価されるということで、いわゆる基礎の繰り返しの中で、どういう姿が新しく見えてくるかということも課題になるだろうと、そう思います。

○佐々木（勝）委員

そういう観点で、共通認識に立って問題を深めていきたいというふうに思います。

それで、最後に出ました総合学習の関係で、前にも聞いたのだけれども、いわゆる学校5日制になることによって、当然、教育環境の整備を図っていかねばならないというふうに思いますと、そのとおりですと言いました。どうやられていますかと聞いたら、受け止めが社会教育の方で答えてくるのはいいのです。今、社会教育施設はこういうふうに開放して、こういう取組をやっていますという一面的な部分しかなかったもので、教育環境の整備ということになれば、これは社会教育施設だけの問題ではないというふうに押さえているのですよね。その辺のところの受け止めはどういうふうに。

○（学教）指導室長

委員がお話のように、施設のみではなしに、例えば、今お話がありましたように総合的な学習の時間、それ以外にもございますが、地域の方々を学校に招いて、今の出前講座もそうですけれども、それぞれ教師が持ち得ないそのような知識なり、技能なりを児童・生徒にお話をしていただく、そういうような部分も教育環境に入ろうかと思えます。それから、歴史の部分も、小樽の場合はたくさんの歴史を持っておりますので、そういう歴史のものについても、物、人にかかわらず、教育環境の中に含めていいのではないかと、このように考えてございます。

○佐々木（勝）委員

そういう面で考えれば、子どもたちは、小樽のまちに向かって、いわゆる学習対象にして、そして目を向けていくということになれば、いろいろな分野で、それを、社会教育だけの問題ではなくて、市を取り巻く状況というか、役所で言えば所管事項のほとんどの部分が当てはまっていくのではないかと。

ちなみに、ここに、研究所がまとめた、子どもを対象にした内容からすればいろいろございます。社会教育施設、ごみの問題からまちづくりを含めて、さまざまな、いわゆる教育に関係する、そういうような、さっきの人、物、事まで入れているのかな、こういうことで考えて、総合的に取り組んでいってほしいというふうに思うのです。

○教育長

教育環境の整備ですが、学校を取り巻く教育環境、社会教育を含めた教育環境の整備も大事ですが、今一番子どもに欠けているのは、自分で学習をしようという努力の時間が少し不足しているのではないかと。1日に勉強するのはわずか35分といったようなそういう統計なども出ております。私は、やはり1日に数時間、少なくとも2時間くらいは自分に与えられた課題を考えてみる、そういうことの回復が教育環境を整える第一歩ではないかと、そんなふうに感ずることが多いと思います。

○佐々木（勝）委員

終わります。

○委員長

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のために暫時休憩いたします。

休憩 午後4時40分

再開 午後5時00分

○委員長

会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

自民党。

○横田委員

自由民主党を代表して、議案第24号小樽市非核港湾条例案は否決、陳情第74号、第76号、第80号を不採択とする討論を行います。

非核港湾条例は、これまで何度も申し上げている理由で、否決いたします。あえて詳細は申しません。

陳情第74、第76号は、有事法制に関するものですが、我が党は、有事において、あらかじめ国がどう動くのか決まりごとを制定しておくことは非常に重要なことだと判断しております。

また、現在、国会で審議中の案件につきまして、これは国会で十分審議していただけるものと信じておりますので、あえて小樽市議会として意見書を提出する必要はないと判断いたします。

陳情第80号は、非核三原則を堅持する決議を求める内容になっております。

我が党は、非核三原則については、現在、厳格に順守されているという認識に立っておりますので、これも、あえて意見書の提出については必要ないと判断しております。

以上、詳細は本会議で申し上げ、我が党の討論いたします。

○委員長

共産党。

○新谷委員

日本共産党を代表して、議案第24号小樽市非核港湾条例案について賛成討論をします。

今国会での有事法3法案上程や、また福田官房長官の非核三原則見直し論から、今議会には有事法制3法案や非核三原則を堅持する決議要請方など、新たな陳情が出されています。また、今年、アメリカのブッシュ大統領は、イランやイラク、リビア、北朝鮮などを悪の枢軸と決め込み、イラクには攻撃を仕掛けるとも報道されていますが、こうしたことから市民の不安は増すばかりです。市民団体から、今回のカーチス・ウィルバーの入港に際しては、入港させないように市長に申し入れを行っています。

さきほど北野委員が述べましたように、カーチス・ウィルバーは巡航ミサイルトマホークを搭載していますが、トマホークは核弾頭いつでも切りかえることができます。核密約については、既にアメリカの公文書でも明らかにされていますし、核が積んであるかどうかかわからないと市が言うのであれば、市民の安全を守る上で、非核証明書の提示を求めるのは当然です。しかも、証明書を提示させたからといって、アメリカとの友好関係は壊れるわけではありません。市民の平和を願う声にこたえて、この条例案に皆さんの賛成をお願いします。

また、議案第25号については、反対です。

もちろんサッカー・ラグビー場は賛成ですが、13年の2定で述べたように、三菱地所の土地転がしに加担し、高い価格で買ったこと、また、観覧席の設置もできないような土地に造成するのは大いに疑問があり、反対します。

陳情第74号、第76号、第80号は、いずれも願意妥当です。

有事法制については、何も日本の国を守るだけではなくて、アメリカの戦争に国民が強制動員されるという内容のものです。ですから、反対すれば罰則は科せられると、そういう中身も盛り込んでおりまして、市民の平和を願う気持ちを逆なでするようなこの有事法制の制定を今強行しようとしているわけです。こういう中での陳情は、いずれも願意妥当、採択を求めます。

継続中の案件についても願意妥当、採択を求めます。

詳しくは本会議で述べます。以上です。

○委員長

公明党。

○斉藤（陽）委員

公明党を代表し、陳情第74号、第76号に対し、反対の討論を行います。

陳情趣旨は、現在、国会で審議中の武力攻撃事態法制関連3法案、いわゆる有事法制関連3法案について、それぞれ立法化を行わないこと、また、慎重審議を求める意見書の提出を求めるものです。

しかし、国民の生命、財産を守るため、平時から危機管理体制を整えておくことは政治の最も重要な責務であり、むしろ、今までどうして法整備がされなかったのかが問われるべきなのであります。

また、第74号、陳情理由において、この法案が米国が世界で起こす戦争行為を日本が支援するためのものとの主張は、紛争はすべて米国が起こすという偏見に立ったものであり、それはこれまでの史実に照らして根拠を欠くものと言えます。

また、第76号の慎重審議については、与党3党は、地方公聴会をはじめ、中央でも公聴会を開催し、国民の意見に耳を傾け、その上に立って法案審議を進めようとしています。現在、国会に提出されているものは、武力攻撃事態対処の基本法とも言うべきもので、これですべてのいわゆる有事立法が完成するものではありません。まず、武力攻撃事態対処法の基本法的枠組みをつくり、今後、2年以内に個別の具体的関係法が、順次、国会に提出され審議されることとなります。その意味で、まず、今国会で基本法を成立させることが必要と考えます。

以上の理由により、陳情第74号及び第76号には不採択の態度を明らかにして、討論いたします。

詳しくは、本会議で行います。

○委員長

民主党・市民連合。

○佐々木（勝）委員

民主党・市民連合を代表して、態度表明を申し上げます。

議案についてはすべて賛成、それから、陳情第74号、第76号、第80号についても賛成でございます。継続案件については、第40号賛成、陳情第2号、第30号については継続を、とりわけ陳情の扱いについては、それについての賛成の討論を。

今、日本を含めて、世界は非常に危ない危機にあると。これはだれがつくっていくのか。上から与えられるものではない。いわゆる地域から平和をつくっていかなければならない状況に来ているというふうに考えます。

そういう意味で、今回、陳情の上げられている第74号、第76号については、十分、市民、国民のコンセンサスを得る中でつくり上げていくものというふうに判断しております。そういう面では願意妥当ということで、陳情は採択することを。

それから、国是、非核三原則、ややもすると、この辺のところはどうしても見過ごしてしまう、そしてまた、感覚が麻痺してしまう、こういうような状況が出ているのではないかと。被爆国としての日本が世界に対してメッセージを送る、この辺のところも含めて、しっかりと受け止めなければならない。

詳しくは、本会議で。以上。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第24号、陳情第74号、第76号及び第80号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情はいずれも採択とそれぞれ決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と、陳情はいずれも不採択と、それぞれ決定いたしました。

次に、請願第40号について採決いたします。

継続審査と決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、議案第25号、陳情第2号及び30号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認とそれぞれ決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。